

国立大学協会

報 会

昭和38年6月
第23号

-
- 一、事業報告
第二四、二五、二六、二七、二八回總會、役員会……等
 - 二、調査
昭和三十七年度決算
昭和三十八年度予算案
 - 三、會計報告
 - 四、彙報
会則、大学運営協議会規程
各役員、各委員等一覽表、要望書……等

会 報

(第二十三号)

国立大学協会

目 次

一、事業報告

- 1、役員会議事要録(第二十四回総会)(昭和三七・六・二二)……………一
- 2、第二十四回総会議事要録(午前の部)……………一
- 3、第二十四回総会議事要録(午後の部)……………五
- 4、役員会(昭和三七・九・一四 第二十五回総会第一日)議事要録……………八
- 5、第二十五回総会議事要録(第一日)……………九
- 6、役員会(昭和三七・九・一五 第二十五回総会第二日)議事要録……………一
- 7、第一常置委員会議事要録(第二十五回総会第一日終了後)……………二
- 8、第二十五回総会議事要録(第二日)……………二
- 9、役員会(昭和三七・一・一五 第二十六回総会第一日)……………三
- 10、役員会(第二十六回総会第一日昼食時)……………三
- 11、役員会
(昭和三七・一・一六 第二十六回総会第二日正午)……………四
- 12、第二十六回総会議事要録(第一日)……………四
- 13、第二十六回総会議事要録(第二日)……………六
- 14、役員会(昭和三八・一・二六 第二十七回総会)……………九
- 15、第二十七回総会議事要録……………一〇

- 16、役員会(昭和三八・二・二八 第二十八回総会)……………三二
- 17、役員会(第二十八回総会昼食休憩時)……………三二
- 18、第二十八回総会議事要録……………三三

二、調 査

- 昭和三十八年度国立学校予算小観
(第四三回国会成立、池田内閣)
(主として国立大学、同附属病院、附置研究所の歳出予算について)
佐藤憲三(前東京工業大学事務局長)……………二六

三、会計報告

- 昭和三十七年度(自昭和三十七年四月一日)決算……………四二
至昭和三十八年三月三十一日
附財産目録

- 昭和三十八年度(自昭和三十八年四月一日)予算案……………四三
至昭和三十九年三月三十一日

四、彙 報

- 1、国立大学協会会則……………四四

2、	大学運営協議会規程	四五
3、	国立大学協会役員一覧表	四七
4、	各常置委員会委員一覧表	四七
5、	大学運営協議会委員表	四八
6、	大学運営協議会小委員会(細則起草)委員・専門委員表	四九
7、	大学運営協議会(問題点選定)専門委員表	四九
8、	組織整備特別委員会委員表	四九
9、	大学運営協議会準備委員会委員表	四九
10、	第一常置委員会小委員会委員表	五〇
11、	各専門委員表(第三、第四、第六常置委員会)	五〇
12、	要望書の提出(第二十四回総会及び第二十六回総会)	五〇
13、	会長談話(昭和三十七年九月十五日、第二十五回総会)	五五
14、	大学卒業予定者のための推薦選考開始時期について	五六

一、事業報告

1 役員会 第二十四回総会

日時 昭和三十七年六月二十二日(金) 午前九時三十分

場所 日本学術会議控室

議題 総会の運営について

出席者 会長、各副会長、各理事、各監事、各常置委員会委員長

茅会長主宰の下に開会

一、議事日程について

会長から、第二十四回総会の議事日程について別紙により説明があり、原案どおり承認された。なお、午後の予定である大学の管理運営に関するフリートークキングは、結論を出すのではなく、忌憚なく意見を出し合うためのものである旨の説明があり、了承された。

二、各委員会の新構成委員について

会長から、右について地区を考慮して別紙のとおり新委員会を構成したい旨の説明があり、原案中、第六常置委員会の東京芸術大学を第五常置委員会に変更することとして本件は承認された。

三、会長談話発表について

平沢第一常置委員長から、最近大学の管理運営の問題に関して各方面からいろいろの意見が出されている。そのこと自体は勿論結構なことであるが、それらの中には当を得ていないものや誤解に基づくものが多い。よってこれらの誤解、あるいはその恐れのあるものに対して国立大学協会として、なんらかの形で態度を明らかにして置く必要があると考える旨の説明があり、論議の結果、声明でなく、談話の形で出すこととし、会長から別紙案の提示があり、協議の結果、本案を会長談話として報道関係者に発表することを総会に提案することとし

た。

2 第二十四回総会議事要録(午前の部)

日時 昭和三十七年六月二十二日(金) 十時

場所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長、琉球大学長(オブザーバー)
奈良女子大学長代理事務局長

茅会長議長席につき開会を宣す

一、議事日程について

会長から、本総会の議事日程について、別紙により説明があり、原案どおり承認された。

二、会長から、琉球大学長の与那嶺松助氏がオブザーバーとして出席された旨の紹介があった。

三、会長から、矢内原前会長、戸田前理事および荒木千葉前大学長がご逝去になった旨の報告があり、哀悼の意を表する黙悼が行なわれた。

四、会員および委員長交替について
会長から、前総会以後における会員および委員長の交替について、次のとおり紹介された。

(一) 会員の交替

大 学 名	新 学 長	旧 学 長
九州大学	遠城寺 宗 徳	山 田 穰
福岡学芸大学	玖 村 敏 雄	石 橋 忠 次
山口大学	市 川 禎 治	田 中 晃
岡山大学	服 部 静 夫	八 木 日出雄
島根大学	水 野 敏 雄	早 坂 一 郎
京都工芸繊維大学	大 倉 三 郎	中 沢 良 夫
富山大学	横田嘉右衛門	梅 原 真 隆
東京芸術大学	小 塚 新 一 郎	上 野 直 昭
東京外国語大学	小 川 芳 男	岩 崎 民 平

千葉大学 谷川久治 荒木直躬
弘前大学 佐藤 熙 野村七録
帯広畜産大学 山 極 三 郎 田 所 哲太郎
(二) 第五常置委員会委員長の交替
新委員長 赤堀大阪大学長
旧委員長 梅原富山大学長

五、会務について

会長から、前総会以後における本会の活動状況について、次のとおり報告された。

(一) 「大学における一般教育について」を昨秋開催した総会の協議に基づき六千部印刷し、去る三月それぞれ各大学に送付した。又文部省、公立大学協会、私立大学関係の各協会、日本学術会議および民主教育協会等にも送付済みである。(会報第二十二号一頁)

(二) 第二十三回総会の協議に基づき、要望書を三種作成し、それぞれ関係当局に提出した。(会報第二十二号三十一―三十二頁)

(三) 第一常置委員会は一回、小委員会は七回開催し大学の管理運営につき検討中

(四) 第三常置委員会の専門委員会は二回開催

(五) 第四常置委員会の専門委員会は二回開催

(六) 第六常置委員会および専門委員会を五月二十一日に開催

(七) 四月二十一日、役員会開催(会報第二十二号十一―十二頁)

(八) 六月二十一日、次のとおり委員会を開催

第一常置委員会(全体)

第二常置委員会

第三常置委員会と専門委員会

第四常置委員会と専門委員会

第五常置委員会

第六常置委員会と専門委員会

六、昭和三十七年度以降の大学卒業予定者の就職に関する申合わせについて

会長から、右については昨年度と全く同一の期日をもつて実施することになった旨報告された。(会報第二十二号三十一―三十三頁)

なお、総会は本日一日だけであるが、今回は特に午後の各委員会を開催せず、大学の管理運営の問題について協議することといたしたい旨を述べ了承を求められた。

七、昭和三十六年度決算報告について

鶴田事務局長から、決算書および財産目録(会報第二十二号二十五頁)につき説明あり、異議なく原案どおり承認された。

八、昭和三十七年度予算案について

鶴田事務局長から昭和三十七年度予算案(会報第二十二号二十六頁)につき説明があり、異議なく原案どおり承認された。

九、役員(理事、監事、会長、副会長)改選について

会長から、この度、役員任期が満了するので、本日の昼食時、各地区ごとに理事を互選願ひ、引続き新理事により会長、副会長を互選いただくことになっているのでご了承願ひたい。なお、監事は従来からの慣例により、一橋大学長および神戸大学長にお願いしたい旨を諮られ、異議なく承認された。

十、各常置委員会所管事項の報告

第一常置委員会 平沢委員長

大学の管理運営に関し、昨秋の第二十三回総会の際、それまでに審議してきた問題について、各位のご意見をうかがうため、便宜上まつたくの素案として、一応中間報告案を提出した。しかるに、この中間報告案が、あたかも決定案の如き誤解を招いている向きがあることは甚だ遺憾である。

大学の管理運営の問題は、極めて重要な問題であり、各位の昨秋以来のご検討によるご意見をも承わり、じゅうぶんに論議を重ね、それに基づいて案をまとめてゆきたいと考えるので忌憚のないご意見を望む。

また、中央教育審議会の答申が近く出される模様であり、本委員会としてもなるべく早くその前に結論を出したいが、この問題は協会自

体の問題であるから、協会がまとめた案は必ず守り得るものでなければならぬと同時にまた守らなければならぬ。したがって、協会は立場責任が重いので、立案に際しては特に慎重でなければならずあやまちを冒してはならない。中教審の答申が重要である以上に大学の現場の考え方が重要であり、どこからも紐付にならないものを考えた

い。
昨秋提出した中間報告案に対しては色々批判をいただいたが、あまり個々の大学の事情に促われ過ぎた感があるので、個々の問題をどの程度に考えるか、ご意見を承わりたい。少くとも第一常置委員会としては、新旧によって二種類を作るのでなく、後退しないという大前提のもとに一本化したものを作りたいと考える。

なお、昨秋以来第一常置委員会で検討した結果を要約すれば次のとおりである。

中間報告案の一については、大学の管理制度を国の法令で規律するには、細目の事項まで画的に規律しないよう注意すべきである。

二については、学長の選考は大学が自主的に定めた選挙によることとし、細かいことはいわないほうがよいであろう。

三については、教員の任用は各大学での実際の運営に委すべきである。

四の(イ)については、学長が大学を総括する権限ならびに責任を有し、かつ対外的に大学を代表するものであることを法令上明確にすべきであり、学長と評議会、学部長と教授会との関係も無理のないよう明確にすべきであるが、これを決議機関であるとか諮問機関であるとか一義的に決定しようとすることは無理であろう。

五の(イ)学部長の選出について、学長に「当然拒否権が存在する」というような考え方はなお吟味する必要がある。 (ロ)の選挙権者については、「専任講師以上とすることが望ましい」とし、以下を削る。

六の(イ)現在以下は削る。 (ロ)の教授会の権限については、教授会は学部長の諮問機関としてのみならず、決議機関としても働くのであるから「本来、学部長の諮問機関たる性格を有し」というのは適当でな

い。また教授会は学部の最高機関と認めるような表現に改めるほうがよい。なお、大学の一般事務職員は、一つの命令系統に属し、「大学の研究教授とは無関係である」とはいい切れないが、さりとてまた一方、教授会が預未な行政事務にまで関与することは好ましくない。この点は実際の運営上、良識と信頼によって解決されるべきであろう。この意味で「本来大学の……」以下を削除する。

七の評議会については、それと学長との関係や教授会との関係などを一義的に規定することは問題である。大学の良識ある運営でゆくべきものであると考える。

以上のほか国(文部省)と大学との関係、中央機関を置くことなどについては、本委員会としてまだ論議の段階に至っていないが、これらを含めてなるべく早く早く結論を出したい。

なお茅会長から、この問題については午後フリートークキングをすることになっているので、ここでは報告のみに止め質疑は午後に行いたい旨述べられた。

第二常置委員会 黒川委員長

昨日入学試験問題につき討議した。

中央教育審議会から近く入学試験制度の問題につき審議を開始したので本協会に資料があればとの申入れもあり、又、昭和三十八年から高等学校の教科課程も改訂されるので四十一年の入学志願者から新課程による入試を行うこともなる。その対策を考える資料として、高校成績の採択、試験科目および点数の調整、身体検査等につきアンケートを出すことにしたのでご協力をお願いしたい。なお、委員会としては教育研究所発行の入試関係資料(第一報―四報)又米国のI・B・Mが入学試験関係等につき本年八月頃北海道の旭川で集会を持つのでその際の意見も十分参考にしていきたい。

学科課程については一般教育特別委員会の中間報告に基づき一般教育実施の具体的な方法を検討してゆきたい。

森戸副会長から入学試験制度について中央教育審議会でも問題点の検討を取り上げるので本協会からも早く参考になるような資料を得ら

れば幸である。全国高等学校校長会の申し入れは実状にそわないものもあるがそれぞれ専門家の権威ある意見をききたい。

一般教育の問題については一般教育特別委員会の報告の線に沿って基礎総合教育をどうしていくかにつき案を出してもらえば幸である。大学の一般教育、入試制度につき国際大学協会でも重要な問題であるので十三カ国から専門委員を選び国際的研究としてゆくことになつており十分に討議の上研究して欲しい旨を述べた。続いて委員長より、大学入試の問題は高校のみならず小中学校の教育にも影響があると思われるので専門委員会で十分に検討をしてゆきたいと考える。アドバイスを期待する。

会長より大学入試の問題は大学の制度の改革だけではだめで高校入學も含めて全体の問題として考える必要があるのではないか、そのため、高校側の専門の人も入れてやってみようかと思う、十分ご討論願いたいと述べた。

○第三常置委員会 都崎委員長

一、学生の個人相談及び健康相談については、これら相談の担当者並びに施設の運営責任者に人が得られない現状にあり、また、専任としての定員がないうらみがある。次に、施設関係は文部省で現況調査と改善意見を各大学に照会しているから、まとも次第予算獲得に資して欲しい。

二、学寮の管理運営については、学生の自治組織との問題があるので、討議中であるが、七月には学徒厚生審議会の答申が出る由であるから、それをもとにして今後審議してゆきたい。

三、その他文部省で学生補導職員の研修、学生の個人相談の研究会及び職業指導技術研究会等の開催予定があるのでそれぞれ職員を派遣されたい。

第四常置委員会 北村委員長

一、学生及び教職員の健康管理については、北海道大学、京都大学、東京大学の学生診療所のデータばかりでなく、早期発見とその後の健康管理上特に精神衛生の面がクローズアップされてきた現状に

において、学校保健法に規定されている学校医と学校保健技師を兼ねた常勤の専門医師(学医)を置かねば解決しないと考えるので、別紙の「大学管理の強化に関する要望書」を提案する。なお、この学医を置く大学の基準については、健康管理協議会の答申をまつて研究することとした。

二、なお、右の定員化の方法については、第四常置委員、同専門委員の大学で一応研究することとした。

三、長谷川群馬大学長から、健康管理の問題は、範囲が広いから、第二、第三の常置委員会とも合同で審議されたいとの希望があつた。

四、会長から、この要望書の扱い方ならびに要望書中の字句の修正については役員会と第四常置委員長に一任されたいと述べ、了承を得た。

第五常置委員会 赤堀委員長

一、新設大学の将来の教官の養成確保について

(一) 内地研究員の員数を増し、研究期間を二年に延長すること。

(二) 助手を現職のまままで大学院に在学できるようにすること。

二、新設大学の教育および教育補助者の充実について

(一) 実験または実習を不可欠の教育条件とする新設大学の教官定員を教授一、助教授一、助手二の割合に増員すること。

(二) 教官組織および研究設備等が充実している新設大学には、少くとも大学院修士課程を設けること。

以上の点について要望書を関係当局に提出したい。また、今後、当委員会は大学の設置、編成等の問題を取りあげたい。

これに対して質疑応答がなされ、大学の設置および組織、編成等については中央教育審議会の審議が終つているが、最終答申案はまだ作成されていないこと、現在の専攻科を大学院修士課程に改めることが是非必要であることおよび要望書はさらに慎重に検討のうえ提出すべきである等の意見が述べられた。

第六常置委員会 杉野目委員長

六月二十一日委員会を開催、当日は安嶋会計課長のご来席を願ひ、

昭和三十七年度の予算がわれわれの要望に対してどうであったか、また、昭和三十八年度の予算に、従来からの要望である教官の待遇改善等の問題をどう具体化して行くかを検討した結果、それぞれ要望書を提出するのがよからうということで別紙のとおり五項目に亘る要望書案を作成した。このうち、第一から第四までは広く関係方面に提出し、第五については文部省、ならびに大蔵省だけでよからうという結論である。

本件に関連して森戸広島大学長から、大学の財政問題については中央教育審議会でも今後検討すべき課題となっているが、その際の参考といたしたので大学の財政制度が現在のままでよいか、不満であるとすればどうしたらよいかを協会として検討してほしい旨、要望された。

また、茅会長から、要望書の字句等については時間の関係もあり、杉野目委員長ほか関係者に一任されたい旨を述べ承された。育英事業について

緒方日本育英会理事長から、次の事項について別紙参考資料によりそれぞれ協力方を要望された。

(一) 適格者の選考

このことについては、真に奨学金を必要とする者をいかにして選出すが問題であるが、従来その基準がはつきりしていなかった。よって、選考基準について検討中のところこの程その試案を得、これによって各大学に選考をお願いするのでご了承を得て置きたい。

(二) 返還の促進

イ 奨学生の補導

奨学金は貸与するものであるから返還してもらうことになつていくが、別表のとおり未返還者が非常に多い現状である。よって各大学におかれても奨学金は返還するものであるという雰囲気醸成してほしい。

ロ 住所および勤務先の調査

奨学金返還の督促に当つて障碍となつていているものに、被貸与者の

住所および勤務先の不明なものが多い。このことについても協力を願ひたい。

(三) 奨学金単価の増額

各委員会の新構成委員について

茅会長から、四月二十一日の役員会で各委員会の構成について検討することになり、これについてご希望等を考慮して会長、副会長で協議し、別紙のようにそれぞれ委員をお願いすることにしたのでご了承願ひたい。なお、委員長は本日昼食後各委員会で互選されたい旨を述べた。

3 第二十四回総会議事要録(午後の部)

茅会長議長席につき、議事を進めた。

一、役員改選について

右について、鶴田事務局長から、休憩中に行なわれた役員改選の結果について別紙のとおり報告があつた後、茅会長から、会長就任の挨拶があつた。

次いで大学の管理運営の問題についての討議を開始するに当り、平沢第一常置委員会委員長、議長席につき、議事を進めた。

二、大学の管理運営の問題について

管理運営の問題の討議に入るに先だち、平沢委員長から、昨年十一月総会の際に示した中間報告案についてはその後いろいろな方面から意見が出されており、これは非常に結構なことであるが、最近大学が偏向教育の場になつているとか、革命の場を利用して来たので、このように大学が誤解されているあるいはその恐れのあるものについて、大学が徒らに沈黙を守っていることは適當ではない。われわれの立場を世間に伝える必要があると考え、別紙のとおり意思表示をすべく役員会に諮つた結果、役員会では、会長談話の形で発表するのがよいであろうということになつた旨の説明がなされた。次いで茅会長から大学の管理運営の問題は時節柄特に慎重を期さなければならぬ。したがって

この意思発表の可否、形式内容等についてじゅうぶんに検討されたい旨を述べた。つづいて、形式、内容等について協議の結果、別紙のとおり一部字句を修正の上、会長談話として会長と第一常置委員会委員長とで発表することを了承した。

次いで、中間報告案について討議を行なったが主なる意見および質疑応答の要旨は次のとおりである。

○ 中間報告案というからには決議はされていないと思う。又この案にはどの位の委員の意見が入っているか。

○ 委員長個人だけの意見というものは入っていない。第一常置委員会の小委員会が立案に当たったものである。

○ 午前中の説明では、去年の中間報告案と非常に変わってきているようであるが昨年の提案が時期的に早すぎたのではないか。

○ 結果的に見ればそのとおりである。ただ審議の引き水的なものとして便宜上粗案を出したに過ぎなかったものが、まとまった意見の如く誤り伝えられたことは遺憾であった。

○ 学術会議でこの問題に対する勧告案を出しているのでそれらもじゅうぶんに検討されたい。

○ 逐条審議に入る前に、この問題に対する考え方いわば如何なる理念によるべきかを検討する必要がある。私の考え方としては大学は一般の行政官庁のように上から下へつながっているというのではなく、教授が中心となっている。従って教授会に最も権威がある、それは研究者であり教育者である教官個々の権威で構成されているからである。誤りをチェックする場合「長」と「教授会」にこれをゆだねるとすると何れが危険が少ないか、又学部長の権限が大きくなるとその選考に当って自分の有利な学部長を選ぼうとする弊を生むようになるだろう。また、合議体が責任をとっている場合は十分に討議される、個人だと、専制的な要素が加わり勝ちである。合議体に責任をもたせるよう助長することが大切で、あまり権限を持たせると相互間の調整が困難にならないかの心配があるが、互いに相補ない努力し合つて漸次理想へ近付くであらう。

○ 案では学長に権限を与えるように書いてあるが教授会中心がよい。又教授会は教授だけで構成するのが当然であるが一義的に決めるのも問題である。

○ 法的根拠を強化すれば運営がやり易くなるという考え方は、やめてほしい、又伝統、歴史などいろいろの大学があるのに画一的に規制するのはよくない。

○ 大学の形は一般行政官庁のようなピラミッド型ではない。時には下から意思決定がなされることもある。実態を異にしているいろいろな大学があるから、慎重に検討すべきだ。

○ 学問の研究、教育に関する限りその主体は教授であり教授会であることは当然だと思う。しかし大学の管理運営となると、そればかりでなく一般官庁同様な行政的な面があるのでおよそ教授会が何でもというところに混乱が起きるのではないか。先づ大学の使命とは何か、自治とは何か等の問題をはつきりさせておくことが必要ではないか。

○ 評議会が教授会に優先云々の表現はおかしい。学部の研究、教育に関する限り教授会は学部の最高の合議体と思う。

○ 既に十年もの歴史をもつことから、教授会を育てて誤差をなくして行くというのではよいのではないか。それを立法化しようとするのは強すぎるような気がする。当然、拒否権がある、など言葉自身が具体性をもちそれだけで強い感じを与える。

○ 改善になればよいが改善のつもりで改悪したり混乱を起すことのないようにしたい。

○ 大学の自治について、われわれの理解している意味と、学生、社会等が理解している点はそれぞれ異なっている。新制大学は今発育の途上にあるのだから、あせらずゆっくり育ててゆくことが必要だ。

○ 法律の形をとつて規制するのは避けられたい。又「教官が行政事務に関与すること云々」は、かかる考えがないのに大上段からきめつけるような印象でよくない。

○ そのようなことがあるとは思っていなかったが、実際にはそのような大学もあるので考えたに過ぎない。

- この問題に対する今後の取り扱い、
- 今日の議論に基づいて第一常置委員会が検討することになる。
- 教授会の構成について教授、助教授の関係を検討せずに、教授会は教授で構成すべきものといっているように思う。過去において講座には責任者としての一名の教授がおりにその下に助教授、助手がいた。その時代には利益代表としても教授会の意味があった。しかし最近のように学問が進み講座制が崩れてくると教授が必ずしもその分野の代表ではない。故に教授会は教授で構成するという考え方はあてはまらないように思う、この点も検討してほしい。
- 実状はそうであろうが結論として教授、助教授の区別がないほうがよいというのか、もっと厳密な区別をせよというのか。
- 教授、助教授の区別を徹廃せよといった気持ちもある。特に新制度により大学になったところはそうである。よって検討してほしい。
- 講座制度は今日あまりふさわしくないものになっている。もう意味がない。それでは教授、助教授の区別がないと考えることはどうか。教授、助教授の区別は年令的な面にも自ら存在しているが、教授会の機能としては区別がなくてよい。
- 中教審の案と称するものが新聞に発表されたがそれを基準にして早急に政府が法案を作るとなると、われわれの考えと相当ひらきがあるようだが、中教審の案と合せて考えることになるのか。
- 協会は協会独自の立場でやりたい。中教審に合わせてやるという考え方はとらない。
- 政府が早急に成文化しようとするならば事前に協会の意見を求めるべきであると釘を刺しておく必要がないか。
- 本席には文部省関係者もおられるが、公式の代表ではない。したがって明日の大学長会議の際文部大臣に質すことにしては。
- 一大学長からではなく、大学協会として申し入れる方が有効と思う、
- 中教審関係者として一言、今日大学が大きな規模となり社会的にも特色を持ってきたと同時に社会的要請も増えてきた。大学がこの新ら

しい社会の中でどのように社会に伝え伝統を守り学問の水準を高め使命を果たして行くかが問題で中教審としてはこの考え方のもとに検討を続けてきた。大学には、私立大学もある、社会の要望もある、国の大学であるから象牙の塔にこもることもどうか、あるところでは矛盾するところもあるが、それをどう調整するか、置かれているそれぞれの立場のもとに大学の使命をどうして出すかに努めた。

- 社会の意見を受け入れて行かねばならぬことはじゅうぶん承知している。中教審の案はそのままは思わぬが管理法案に似ている。管理法案が考えられた頃は、社会の要請を入れることと民主的な運営に資すためにあつたと思うが管理法案にあつた各大学に商議会を置くというようなことを実際にやつたとして、地方の大学で商議会の委員に知事等が入つた場合、それが果して大学に役に立つであろうかは疑問である。必ずや学生運動がどうか、何%は県人をもっと入学させようというようになるおそれがある。故に大学の運営はやはり大学だけでやらなければならない、意見を聞くことは別のものに考えなくてはならぬと感じた。
- 大学が象牙の塔であつてはならないことはそのとおりで、同感であるが然し乍ら社会の要請を入れるにしても、直ぐ役に立つことのみを考え勝ちで、例えば科学技術振興に伴なつての学生養成等にしても、大学はもつと能率的でなくてはならぬ。それには強力なものがあつてこれを推進しなくてはといった考え方そのような上から押しつけられたものではなく、大学としての職能を考えながら大学自身が考え出した道を歩いて行くのでなければならぬと信じている。大学も反省しなければならぬ点はあるがそうすることによって建設が進むと思ふ。
- 中教審は高い立場から大学問題をみているが、報告案が新聞に発表された以上、それにそつて考えるのがよくはないか、そのためにも中教審の成案を示されたい。
- 案はスクープされたのでまだ正式に発表していない。したがって発表もできないし、これについてのお答えもできかねる。正式に発表さ

れば各大学にもお届けするよう取計りたい、管理法案にあつた商議会と今度の中央審議会のそれとはその性格が異なるものである。大学が社会の要望に全部応ずることは出来得ないものがあるから、これは協会の課題である。一面社会の要請はあるが、大学にも大学の使命があるから何でもとはいかない。各大学の課題である。

○ 第一常置委員会の案も荒療治の感がしたが中教審の案を見てさらにひどいのに驚いた。地方大学は心配なく育っているのだから中教審もその点をよく考えて善処してほしい。例えば病気を少し重く見過ぎているようなもので、おびえて荒療治をすると誤診となり、注射も過ぎると熱が出るようなことになる。

○ 茅会長から、明日大学長会議の際、協会長として、「大学の管理運営の問題については、協会が当事者として一番良くわかっていると思うので、協会が責任をもって検討してゆきたい。よって、政府としてもじゅうぶんに協会の意見を参酌されたい。」旨を文部大臣に述べることとしたいがよいかと諮り、了承された。

引き続きな質疑を続けた。

○ 特例法上の協議会については、

○ 協議会のことはまだじゅうぶんに論議していない、

○ 教授会が重要であるとの議論が出たが反対ではないが管理運営と研究教授とはつきり区別をつけにくい。研究をする当事者が学問の自由と自治を主張すべきだと思ふ。

○ 教授会が最高の意思決定機関であるというのは研究、教育の面およびその密接な関係事項についてであつて一般的に考えられると混乱する、教授会が議決機関として運営されていると思うが時に諮問的な面もある。大学の慣習は尊重されねばならぬ。又評議会と教授会に上下の区別はつけていない。法令をもつて一率に規制することは疑問である。

○ 管理法に関しては我々は組上に載せられた立場にいる。会長、副会長も中教審の委員の間にはさまった立場に置かれている。したがつてこの問題については特に慎重でなければならぬ。この点第一常置委

員会が慎重に扱つてこられたことは感謝するが、多分に委員長個人の腹芸に負っている感がある。これはあくまでも個人的であつてはならず公的な扱いでやつてほしい。次に総会の前日になつて突然観測気球らしき中教審の案が新聞に発表になつたが、このためか第一常置委員会の修正案も本日提案されなかつたようで、これが問題を生んだ原因となつている。観測気球的なものを打ち出して、討論する機会をもち、それを中教審が参考にしてもらいたい。そしてそれが済むまで中教審の答申を延期してほしい。

○ 大事な問題であるから慎重にやつたまでで、個人的な腹芸などは毛頭持つていない、実情をよく聞いて慎重に進めて来て、おくれたことは恐縮に思うが同時に不完全なものを出したのでは、委員会としての役目は果し得ないと考えた。協会も中教審もそれぞれの立場において、無理をしないで良識をもつてよく検討すべきだと考える。

これをもつて大学の管理運営に関する総会の討議を打ち切り、茅会長から、今日の討議の目的は色々な意見を聞くことであつた。これをどう取り入れるかは第一常置委員会の問題として検討する旨を述べ閉会した。

4 役員会 (第二十五回総会第一日)

日時 昭和三十七年九月十四日(金) 午前九時三十分—十時

場所 日本学術会議控室

議題 総会の運営について

出席者 会長、各副会長、各理事、各監事、各常置委員会委員

長

茅会長主宰の下に開会

一、議事日程について

会長から、第二十五回総会の議事日程について別紙により説明があり、原案どおり承認された。

二、大学設置審議会委員候補者の推せんについて

会長から、従来東京農工大学、お茶の水女子大学の両学長が委員であつたが任期満了となるため、右両学長の外に東京学芸大学、茨城大学の両学長を加えて推せんしたい旨を諮り、了承された。

三、総会の名称ならびに次期総会について

会長から、本総会は、もっぱら管理問題のみを審議する関係上臨時總會とすることも考えられるが第二十五回總會とし特に臨時とはしなかつたが差しつかえないか、又関連して例年行なつてきた秋の總會をどうするか検討されたい。なお、個人としては、入学試験の問題、予算関係の問題等もあるので第二十六回としての總會を十一月に開催するのがよいと考える旨を述べ、審議の結果本總會は原案どおり第二十五回總會とし、次期第二十六回總會は、一応十一月十五、十六の両日に開催することとした。

四、昭和三十七年度会費追加予算案について

右につき鶴田事務局長から、前總會（第二十四回）において、支出増の関係から本年度当初会費額の四分の一を追加徴収することに了承されたが、その後の支出状況ではなお不足となるので追加額を三分の一に改めることといたしてはいかがかと別紙追加予算案により説明があり、異議なく原案どおり承認された。

五、総会場の警備について

右につき鶴田事務局長から、今總會は討議題との関係上外部勢力の干渉等も考えられるので、万全を期するため会場附近の警備については既に上野警察署と連絡済みである旨の報告があり、了承された。

六、報道関係者の取材について

右につき鶴田事務局長から、本總會開会時の写真と会長挨拶について取材したい旨の申し出があつたが差しつかえないか、なお、挨拶については別紙印刷物を配付することにしたい旨を諮り、了承された。

七、各大学事務局長の同伴出席について

会長から、本總會の議事内容は各大学の事務局長にもよく知つておいてほしいため、特に各大学長に当該大学事務局長の同伴出席を求め

たので了承を得たい旨を述べ、異議なく了承された。

八、会長談話発表について

会長から、本協会の終了直後会長・副会長が記者会見をし、その際会長談話を発表する予定である。談話の内容等については明日の總會に諮りたい旨を述べ、了承された。なお、今日の審議についての新聞発表については、内容にはわたらないで、事務的経過を発表することを了承した。

九、總會の進行、議事取り扱いについて

右につき平沢第一常置委員長から、本總會では時間の都合上、七十二大学の意見全部の検討は困難であるので、先ず第一常置委員会で検討の結果とりあげた問題点について説明し、大きな問題点について各学長の報告をきき、その場で答えられるものは答えるが、すぐ結論を求めるといふような方法をとらずに問題点の整理は第一常置委員会に任せていただく。なお、整理の方法としては、特に重要な修正意見があればとりあげて検討し、修正の必要があれば修正する。更に必要な大きな問題点については会長談話に盛り込む。その他の意見は記録にして保存する等の処置をとりたいと考えている。各大学から寄せられた意見では、大綱には賛成であり反対というものはないので、議事進行に当たつてもみぐるしい運営は避けたいとの意見が述べられ、了承された。

また会長から、設立準備委員会の件について協議したいので、本日の總會後さらに役員会を開催したい旨を述べ、了承された。

5 第二十五回總會議事要録（第一日）

日時 昭和三十七年九月十四日（金）午前十時—午後四時

場所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長、北海道学芸、東京医科歯科大学長代理
茅会長議長席につき開会を宣す。

一、議事日程について

会長から、本総会の議事日程について、別紙により説明があり、原案どおり承認された。

二、会員の變更について

会長から、前総会以後における会員の變更について、次のとおり紹介された。

大 学 名	新学長(又は事務取扱)	旧学長
東京教育大学	三輪 知雄	朝永 振一郎
東京工業大学	大山 義年	山内 俊吉
信州大学	三村 一	伊藤 武男
山梨大学	湯池 孝 (学長事務取扱)	三雲 次郎

三、大学設置審議会委員の推せんについて

右につき会長から、任期満了に伴う次期委員の候補者として左記の四氏を推んしたい旨を諮り、了承された。

記

東京農工大学長	井上 吉之
お茶の水女子大学長	久米 又三
東京学芸大学長	高坂 正顕
茨城大学長	都崎 雅之助

四、要望書提出について

会長から、第二十四回総会の決議に基づき左の要望書を作成、第1については既に文部省、大蔵省、人事院にそれぞれ持参、説明済みであるが、第2、第3の要望書は、この総会終了後適當の時期を見て提出の予定である旨報告された。

第1 大学教官の待遇改善について

第2 第一項目 国立文政施設整備費の増額について

第二項目 教官研究費の増額について

第三項目 学生経費の増額について

第四項目 大学図書館維持費の増額について

第3 大学保健管理の強化について

五、会報(第二十三号)発行について

会長から、会報は従来総会開催の都度同時に発行してきたが、第二十三号は第二十四回総会以降の記事について適當な時期に発行の予定である旨報告された。

六、本協会の運営について

会長から、本総会は開催通知に記載のとおり第一常置委員会委員長の報告を除き、その他の委員会関係の報告は、特別の事由がない限り行なわないことにしたい。従って、本、明日の二日間共もっぱら大学の管理運営に関する中間報告(案)について十分に協議をお願いしたい。なお、時間があれば本件と関連のある事項について報告を受けることにしたい旨を述べ、了承された。

七、十一月の総会開催について

会長から、総会は例年六月及び十一月の二回開催してきたが、本年は大学の管理制度問題審議のため今回の総会を開催することとなった。しかし、今後当協会の問題として、大学の組織編成及び入学試験問題等の審議その他各委員会においてもそれぞれ懸案の事項があり、また、大学管理制度についてもその後の情勢により協議する必要があるかもしれないので、今朝の役員会で相談の結果、十一月の十五、十六の両日第二十六回総会を開催することになったのでご承認を得たい旨を諮り、異議なく承認された。

八、追加予算案について

会長から、この度の中間報告(案)作成にあたり、委員会費、調査研究費、印刷費等が臨時的に予想以上の支出を要したため、別紙追加予算案のとおり、各大学共本年度既定会費の三分の一に相当する額を追加負担することについてご承認を得たい旨を諮り、鶴田事務局長から内容について補足説明があった後、原案どおり承認された。

九、大学の管理運営に関する中間報告(案)について

会長から、本件については、各大学から寄せられた意見について平沢第一常置委員会委員長から説明を願った上、引き続きこの席上で各大学のご意見を伺いつつ協議をお願いしたい。なお、意見について

は、同一の場合は代表意見ということで議事を進めたい旨を述べ、了承された。

ついで平沢委員長議長長席につき左のとおり報告が行なわれた。
前回の総会后、

七月九日

第一常置委員会総会で方針を検討

七月十六日—二十一日

起草委員会(専門委員を含む)で草案作成

七月二十五、二十六日

第一常置委員会小委員会会で右草案を検討

七月二十七、二十八日

第一常置委員会総会で右小委員会案を検討の上、原案作成

の手続きを経て、七月三十一日各大学へこの原案を送ると同時に新聞発表を行なった。これは漏れることよってかえって余計な疑惑を招くよりも、むしろ、全文の登載を条件として積極的に発表することがこの際適策であろうとの判断の下にとつた措置であるので了承を得たい。

右の原案に対する回答は約五十通で、趣旨に賛成する、大綱には賛成であるとの意見がほとんどであったので、本案の大綱には賛成をいいたいものと考えている。しかし、部分的には問題もあるので、比較的問題の多かつたところを検討したい。

案自体の問題としては、まずこの案が、誰から、何処へ出されるものであるかとの疑問であるが、本案は第一常置委員会が国立大学協会に報告するものであつて、中央教育審議会等外部を対称としているものではない。また、この案が微温的であるとの意見があるが、この点は、案を熟読していただくと、自主的運営についてじゅぶんに述べられていることがご理解いただけると考えている。

本案は、大学自身の自覚と反省がその骨子をなしており、一部ご心配の向きがある「基準」の語も、これはあくまでも参考とすべきものであつて、各大学を束縛する意味のものではなく、大学運営協議会の項も大学が自主的に管理運営の改善を図るための一構想を示したもので、さらに、法制化促進とそれがちな箇所も、案全般を精読していただくことによつてそれが法制化を支持するものではなく、大学が大学自身の手に

よつて管理運営の改善を図ろうとしているものであることを理解していただけると思う。

次に、比較的問題の多かつた項目としては、学長選挙、協議会、不利益処分および運営協議会等があげられるが、これら問題点の取り扱い方としては、

一、誤解されやすい点は、別に会長談話をもつて補足説明し、これを明らかにする

二、修正の必要がある点は修正する

三、その他の点は、記録にとどめて将来の参考にする

等の方法によりまとめゆきたい。また、本総会の進め方としては、今日一日、各大学のご意見をじゅうぶんに伺つた上、その整理とまとめは第一常置委員会に一任してもらつてはどうかとの考えを持っている。

なお、協議会に入るに当り、本案にはこれを貫いている考え方があつても考えられる。よつてまず議事の進め方から検討を願いたい。

ついで会長から、今回の談話は、前述のとおりこの報告案が内部に向つてなされているものであるため、社会に対してもこの趣旨を説明し、誤解を防ぐために発表するものであり、形としては前回の談話を受けてたつものである旨の補足説明があつた後、平沢第一常置委員長の報告ならびに説明を了承し、提案どおり議事を進めることとして各項目別の協議に入つた。

協議は、比較的問題の多かつた学長選挙、協議会、不利益処分および国立大学の役割等の各項目ごとに平沢第一常置委員長から説明があつた後、それぞれについて活発な意見の交換ならびに質疑応答が行なわれた。

6 役員会 (第二十五回総会第二日)

日時 昭和三十七年九月十五日(土) 午前十時十五分—

十時五十五分

場所 日本学術会議控室

茅会長主宰の下に開会

会長から、中間報告の審議を行なうに当って、まず会長談話の内容を検討していただき、これとの関連において報告案修正の要否を審議したい旨を述べ、ついで平沢第一常置委員長から同委員会で検討された中間報告案の修正点について次のおり報告があった。

(一) 不利益処分の中「参考して」を「慎重に考慮して」に改める。
(二) 新たに「附置研究所」の項を「教授会の地位および権限」のあとに加える。

(三) 「まえがき」の末尾に「単科大学」について附言する。

以上について協議の結果、会長談話案の一部を修正のうえ、総会に提案することとした。

7 第一常置委員会議事要録(第二十五回総会 第一日終了後)

日時 昭和三十七年九月十四日(金)午後四時

場所 日本学術会議控室

出席者

平沢委員長主宰の下に開会

一、大学の管理運営に関する中間報告案の修正について

右につき平沢委員長から、本朝以来の総会における審議経過に基づき検討を要する点について協議を願いたい旨を述べ、協議の結果それぞれ次のおり取り扱うこととし、明日の総会に提案する第一常置委員会としての修正案を決定した。

(一) 法制化促進と誤られやすい語句について

会長談話において、早急な法制化を容認する意味ではない旨を明確にする。

(二) 「協議会」の項について

原案のままとする。

(三) 「考慮の余地はないというべきである」の語句について原文のままとする。

(四) 「教員の不利益処分」の項について

本項中「教授会の意見を参考して」を「教授会の意見を慎重に考慮して」に改める。

(五) 「国立大学協会の役割」の項中「仮称大学運営協議会」については原案のままとするが、会長談話において、仮称大学運営協議会については本案に拘束されるものではなく、設立準備委員会での任務、構成等についてもあらためて検討するものである旨を述べることとする。

なお、修正案の委員会における承認に伴い、会長談話の具体案を明日の総会に提案することを了承し、明日の総会開会前にこのための委員会を開くことを了承した。

8 第二十五回総会議事要録(第二日)

日時 昭和三十七年九月十五日(土)午前十時—午後三時

場所 日本学術会議講堂

茅会長議長席につき開会を宣す。

一、国立大学の管理運営に関する中間報告案について

会長から、本案を審議するに当り、昨日の総会でその取り扱い方法を協議願ったところ、修正すべき点は修正し、重要な点は会長談話で補い、残余の意見は記録にとどめて保存するということで了承を得たが、このため、総会を一時休会にして、役員会で会長談話を検討したい旨を諮り、異議なく、十時十五分総会は一時休会となった。

十時五十分再開、まず会長談話案が披露された後会長から、この談話案はこれから行なう中間報告案の審議の次第によつては当然その内容が変わってくるものではあるが、一応この談話案を考慮のうえで、今後の中間報告案の審議を進められたい旨を述べ、ついで平沢第一常

置委員長から、同委員会提出の修正案について説明が行なわれた。

これにつづいて中間報告案、会長談話案の討議に入り、活発な意見の交換ならびに質疑応答が行なわれた後、中間報告案については第一常置委員会提出の修正案をそのまま、また、会長談話案については仮称大学運営協議会設置のための設立準備委員会を設けることをも含めていずれも万場一致をもって承認された。なお前記二件の承認に伴う資料の整理、保存については第一常置委員会で検討することを併せて了承した。

9 役員会（第二十六回総会第一日）

日時 昭和三十七年十一月十五日（木）午前九時三十分—

十時

場所 日本学術会議控室

議題 総会の運営について

出席者 会長、各副会長、各理事、各監事、各常置委員会委員長

長

茅会長主宰の下に開会

一、議事日程について

会長から、第二十六回総会の議事日程について別紙により説明があり、原案どおり承認された。

二、文部大臣に対する申し入れについて

会長から、大学の管理運営に関する中央教育審議会の答申が去る十月十五日に発表されたので、当協会としてこの際何らかの意思表示をすることが必要であると考え、両副会長とも相談の上、十一月二日平沢副会長と共にそれぞれ東京、京都大学長ならびに協会の会長、副会長の資格をもって文部大臣に面会し、別紙のとおり三ヶ条の申し入れを行なったので追認願いたい。なお、その際大臣は、右の申し入れに対し、(一)の基本的見解については、大学当局の考え方であるので批判の限りではない。(二)の文部大臣の拒否権については、中央教育審議会の

答申を尊重し、法律には書かないことにする。また、(三)については、諮問した以上、その答申を尊重して措置をとることが文部大臣としての責任である。しかし、実施に際しては慎重に扱う考えであるとの回答であった旨の説明があり、異議なく追認された。

三、会長談話について

会長から、一橋大学、東京教育大学その他からこの際協会として何らかの意思表示をすべきであるとの要望があり、個人としてもその必要性を感じていたので別紙のような会長談話を発表することについて意見を伺いたい旨を述べ、各役員から活発な意見が述べられた。その結果、一応談話を発表することとして総会の意見をきき、文案については昼食時に検討することとした。

四、大学運営協議会（仮称）準備委員会について

会長から、右の委員会で作成された「大学運営協議会（仮称）の問題点」ならびに同審議日程（案）が示され、本日はこれについて各大学長の個人的な意見をきくものであること、そしてその後各大学が慎重な検討を加え、全国立大学の理解と協力によって発足にまで漕ぎつきたい旨が述べられ、意見の申出締切を十二月二十二日に修正の上総会に提案することを了承した。

五、総会提出案件について

会長から、左記の二件を総会に提出することについて諮り、明十六日の総会に提出することを承認した。

(一) 第五常置委員会提出の「要望書」

(二) 金沢大学その他より提出の「新設、旧設大学の格差解消について」

六、その他

松坂委員から最近各方面から総会の議事を公開してほしい旨の要望があるので考慮されたい旨の発言があつた。

10 役員会（第二十六回総会第一日昼食時）

日時 昭和三十七年十一月十五日（木）午後〇時三十分—

一時四十分および午後の審議中総会を一時休憩の上開催

場所 日本学術会議控室
議題 会長談話について

出席者 会長、各副会長、各理事、各監事、各常置委員会委員
長茅会長主宰の下に開会

会長談話案文について各役員から意見が述べられたが成案を得るに至らず、残余の修正については専門委員に依頼し、その成文についてさらに後刻審議することとした。

午後総会を一時休憩として開催された役員会において前記専門委員による修正案を審議の結果、原文どおり承認され、本案を総会に提出することとした。

11 役員会 (第二十六回総会第二日昼食時)

日時 昭和三十七年十一月十六日(金) 午後零時四十分

場所 日本学術会議控室

出席者 会長、各副会長、各理事、各監事、各常置委員会委員
長

茅会長主宰の下に開会

一、傍聴許可申し入れの取り扱いについて

会長から、傍聴許可について各大学から申し入れがあるので検討を願いたい旨を述べ、各役員から活発な意見の開陳があった。その結果、傍聴を許すか否かについては第一常置委員会に白紙の形でその検討を付託し、同委員会の結論についてあらかじめ次回の総会で協議することとした。

二、新制大学と旧制大学との格差についての要望について

会長から、金沢大学ほか八大学から別紙のとおり要望書が提出されているが、内容としては各常置委員会にも関連するので、この提案の扱いをどうするかについて第五常置委員会で検討願ひ、その結論を次

回の総会にかけることにしてはいかがかを諮り、異議なく了承された。

三、一般教育の問題の検討について

この問題については、地区的に検討しているが、全体的に取り上げて検討する必要があるとの要望もある。日米科学合同委員会でも一般教育問題を取り入れることとなるようでもあり、その一環としても必要である。

12 第二十六回総会議事要録 (第一日)

日時 昭和三十七年十一月十五日(木) 午前十時

場所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長

茅会長議長席につき開会を宣す。

一、議事日程について

会長から、本総会の議事日程について、別紙により説明があり、原案どおり承認された。

二、会員の交替について

会長から、前総会以後における会員の交替について、次のとおり紹介された。

大学名	新学長	旧学長
北海道学芸大学長	三井透	武田一郎
福島大学長	服部英太郎	阿部久治
山梨大学長	福田邦三	湯地孝 (学長事務取扱)

三、「国立大学協会大学の管理運営に関する中間報告」の送付について
会長から、右については各国立大学宛に送付したほか左記宛それぞれ送付した旨の報告があった。

文部大臣 荒木万寿夫
中央教育審議会長 天野貞裕

日本学術会議会長 和達清夫
大学基準協会会長 大泉孝

衆議院文教委員会
参議院文教委員会

四、中央教育審議会の中間報告について

会長から、大学の管理運営に関する中央教育審議会の中間報告は去る十月十五日の同審議会総会で採択された旨の報告があつた。

五、文部大臣に対する申し入れについて

会長から、前記のとおり中央教育審議会が大学の管理運営に関する中間報告が採択されたが、この間本協会の見解と中央教育審議会のそれとの間に微妙なものもあるので、この際重ねて本協会の基本的見解を明示し、それが従来からいささかも変わっていないことを明らかにして置くため、去る十一月二日平沢副会長と共にそれぞれ東京、京都大学長ならびに協会の会長、副会長の資格をもって文部大臣に面会し、別紙のとおり三項目の申し入れを行なつた。よつてこのことについて追認をお願いしたい。なお、この申し入れについて大臣は、(一)の基本的見解については、大学当局の考え方であるから批判の限りでない。(二)の文部大臣の拒否権については、中央教育審議会の答申を尊重し、法律には書かないことにする。また、(三)については、諮問した以上その答申を尊重して措置をとることが文部大臣としての責任である。しかし、実施に際しては慎重に扱う考えであるとの回答であつた旨の説明があり、質疑応答の後異議なく追認された。

六、会長談話について

会長から大学の管理運営問題に対するその後の情勢推移に対処して、この際国立大学協会として会長談話等の形でその態度を表明したいと考えているが、可否について意見を承りたい旨を述べ、活発な意見の開陳があつた。その果結一応理事会で談話案を起草し、それに基づいて論議を行なうこととした。

七、大学運営協議会(仮称)準備委員会に関する報告および同委員会の作成に係る大学運営協議会(仮称)の問題点の協議

会長から、大学運営協議会(仮称)準備委員会について次のとおり経過報告が行なわれた。

(一) 十月十日(水)役員会を開催して次のとおり決定した。

イ、第二十六回総会を十一月十五、十六の両日に開催すること。

ロ、準備委員会を設置することとし、その構成メンバーを次の十二名とすること。

会長および両副会長のほか、

北海道東北地区 北海道学芸大学長、東北大学長

関東地区 埼玉大学長、東京学芸大学長、東京工業大学長

中部地区 名古屋大学長

近畿地区 大阪大学長

中国、四国地区 愛媛大学長

九州地区 熊本大学長

(二) 第一回準備委員会を十一月二日(金)に開催し、この委員会で互選の結果、会長が委員長に、平沢副会長が副委員長に選任された。

また、別に原案起草に当るため、小委員会を設けることになり、小委員会には、大阪大学長、名古屋大学長、東京工業大学長の三氏に、専門委員としては、東京大学団藤重光教授、同辻清明教授、同武田隆夫教授、京都大学田畑茂二郎教授、同長浜政寿教授の五氏にお願いすることになつたほか、第一常置委員会の専門委員である東京大学雄川一郎教授にも連絡のため随時参加をお願いすることになつた。

(三) 第一回小委員会を十一月八日(木)午後三時より同十時三十分まで開催し、運営協議会の大綱について審議を行なつた。

(四) 第二回小委員会を十一月十日(土)午後一時より午後九時三十分まで開催し、運営協議会(仮称)の組織、任務その他具体的内容について審議のうえ、十一月十四日開催の第二回準備委員会に提出する問題点の原案を作成した。

(五) 第二回準備委員会を十一月十四日(水)午後五時より開催し、小委員会において作成の原案を審議した結果、別紙のとおり問題点お

よび審議日程についての總會提出原案を決定した。

以上の報告につづき、さらに会長から、大学運営協議会（仮称）に関する審議については、前記の問題点とこれに対する本總會の討議内容を帰学後説明願つたうえでそれぞれ検討いただき、以後審議日程案に従つて成案を得たい考えである。特に前回、「大学の管理運営に関する中間報告」を審議の際は、当初からあまり成案に近いものを示したことは適当でないとの批判もあつたので、今回はまず問題点をお示しして検討願うことから始めることにした旨の説明があり、審議手続きについては一応了承された。

ついで問題点の審議に入るに先立ち、会長から、本審議はその性質上、専門委員に説明や答弁をお願いする場合もあるのであらかじめ了承を得て置きたい。また、議事進行上平沢準備委員会副委員長に議長候補をお願ひしたい旨を述べ、異議なく了承された。

(一) 大学運営協議会（仮称）の名称について

会長から、名称については各大学の意見を求めることとして次回以降の總會で決定したい旨を語り、了承された。

(二) 問題点の審議

右につき会長および専門委員から、各項目毎に立案の趣旨、解釈等について説明が行なわれ、それぞれに対して各大学長から質疑応答ならびに活発な意見が述べられた。

その結果、問題点についてはこのままの形で各大学へ持ち帰り、各大学でじゅうぶんに検討の上その意見をまとめて期日までに報告すること、その際、たとえ少数意見であつても重要と思われるものは附記してもよいことを了承した。

なお、本審議の途中これを中断し、さきに議題六において了承されていた会長談話を議題として審議の結果、原案どおり承認され、本日の總會終了後新聞発表を行なうことを了承した。

13 第二十六回總會議事要録（第二日）

日時 昭和三十七年十一月十六日（金）午前十時
場所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長

文部省 杉江管理局長、安達人事課長

茅会長議長席につき開会を宣す。

一、会務について

会長から、前總會以後における本会の活動情況について、次のとおり報告された。

(一) 第三常置委員会の専門委員会を十月三十日に開催

(二) 第五常置委員会を十一月六日に開催、これには臨時委員として、山形、茨城両大学長も出席された。（名古屋工業大学において）

(三) 第七常置委員会を十一月一日に開催（東京学芸大学において）

(四) 十一月十四日、第二、第三、第六各常置委員会開催

二、参考資料配布について

会長から、参考資料として、次のとおり配布してあるのでご覧願いたい。なお、資料中衆、参両院の文教委員等名簿については、各大学所在地別出身の国会議員を対象として活動される際ご利用願うためのもので、後刻、杉野目第六常置委員会委員長から報告があるものと思う。また、災害科学の総合的研究（中間報告）は、長谷川、福井大が研究代表者になっておられるのでこれも後刻説明をお願いする予定である旨の説明があつた。

(一) 中央教育審議会中間報告 大学の管理運営について

(二) " " 大学の入学試験について

(三) " " 大学の設置および組織編成について

(四) 国立大学 国立文教施設の緊急整備について

附 衆議院 文教委員等名簿
参議院

(五) (文部省科学研究) 災害科学の総合研究班

災害科学の総合的研究（中間報告）

(六) イ、学生自治会活動について(中間報告)

ロ、学生自治会活動の問題点について

ハ、学生の個人相談のための施設等について

三、国立文教施設整備について

杉江管理局長から、国立文教施設の整備については、総額九八三億円をもって五ヶ年計画を樹て明年度はそのうち二六〇億円を要求中である。本年は一三〇億であったので倍額となるが、これでも要求を満たすことは困難な上、予算の全額獲得はむづかしいので各大学の協力をお願いしたい。具体的な内容については国立大学協会と連絡をとり、資料として別紙のとおり「国立文教施設の緊急整備について」を作成し、これにじゅうぶん記載したので各方面に理解していただけるよう本資料を活用して有効適切な運動をお願いしたい。また、各大学の計画としても、しっかりした長期計画を作っていたかねばならないが、まだこの計画がたっていない大学が多い。そしてこの各大学の具体的計画と合わせて全体的長期計画を固める必要があることから長期計画をもう一度新たに練り直すことを考えており、その作業を今年度一杯かけてやるので協力をお願いする。なお、このための基礎資料として老朽建物の強度測定、不足坪数等の調査をお願いしており、これには相当の事務量を伴うが、是非必要な資料であるので何分のご配慮をお願いしたい旨の説明があった。これに対し、新設大学に整備の重点を置いてほしいこと、基準、単価を実状に合うよう考慮してほしいこと、寄宿舎に対する考慮等について意見が述べられ、質疑応答が行なわれたが、施設の整備については予算の総枠を増すために各大学においてもその地方選出議員に働きかける等努力することを了承した。

四、教官の待遇改善について

安達人事課長から、本年度の人事院勧告に基づく教官給与のベースアップ、大学院手当の月額より調整額への切替ならびに増額要求、研究費の増額および認証官制度の問題等教官の待遇改善に関する事項について説明があった。これに対し、大学院手当は、他の教官との格差

が固定化してきて望ましくないこと、学生数に対する教官定数の問題、教養部の位置づけ、勤勉、暫定両手当、地域給の問題等について意見が述べられ、質疑応答があった。

五、各常置委員会所管事項報告

○第一常置委員会 平沢委員長

前総会以後特別に委員会を開催していないが、先般発表された中央教育審議会の大学の管理運営に関する答申と本協会の中間報告との相違点について細部にわたって検討すべきであるとの意見があるので適当な機会に検討を始めた。なお、中間報告作成の際に各大学から寄せられた意見は、製本の上保管され、今回、大学運営協議会(仮称)の問題点作成に当たっても資料として利用された。

○第二常置委員会 黒川委員長

別紙の記録による。

○第七常置委員会 高坂委員長

教育職員養成審議会会長ならびに教育大学協会会長を兼ねている関係から、立场上第七常置委員会委員長としての態度を申し述べたい。

十一月一日に第七常置委員会を開催した。丁度その頃審議会の案が固まりかけていたので秘抜いの関係上要点のみを申し上げて第七常置委員会の意見を伺った。その際検討願った点は次のとおりである。

(一) 教員養成のための教育課程に国が基準を設けることについて

第七常置委員会におけるおおよその意見は、資格を与えられるのであるから、ある程度の基準が定められるのはやむを得ない。しかしあまり細かい点まで決めることは、大学教育として好ましくないとのことであった。よって審議会もその線で進めてゆきたい。

(二) 試補制度について

イ、学問の内容が深く専門化している一方教員として広い範囲のものを必要とする。このため大学としての研究がなされておらずもつと研究面を重視する必要があることから、卒業後研修できるようにしたいとの考えである。

ロ、教育実習が重んぜられているが、四年に三ヶ月が実習に充てら

れている現状では授業上支障となり、その要請にそぐわない。よって在学中は基本的なものだけにしてその他は試補期間にゆだねるとの考えである。

なお、審議会の結論は建議として出されるが、中央教育審議会で論議されるものと思う。すなわち一応この形で文部大臣に建議するが広く世論を聞かれないとの意味を含むもので、また案がないと困るであろうからとのことをも考えたものである。

これに対し、案作成上の手続き、今後の対策等について意見が述べられ、質疑応答があつた。

○第三常置委員会 都崎委員長

十月三十日に専門委員会、一昨日常置委員会を開いた。大きな問題としては、中央教育審議会が学生の厚生補導の問題をとりあげたので、それと関連をとって活動して行こうということになった。

なお、中央教育審議会では、審議の資料として、さきに本協会が作成した「学生自治活動の問題点について」を使用したとのことであつたので提供したところ、さらに「学生自治活動の規範について」をも希望してきた。本資料は秘扱いとなつている上現実の自治活動とはおよそかけ離れているものであるが、既に外部にも知られているので提供を承諾した。

中央教育審議会における審議の目安は、本年一杯から来年始め頃までに大筋をまとめたことと、学生補導の在り方、組織運営、諸活動の各項目に整理する由である。これについて委員会としては、学生部の組織がまだはつきりと決つていない上適任者の獲得が特に困難な実状から、この際中央教育審議会がこの組織運営について大筋をかくあるべしと述べてくれることが得策であると判断し、同審議会の委員である井上東京農工大学長を通して積極的に本委員会の意見を反映させることとした。

次にカウンセリングの問題であるが、これについてはまず各大学の実状を調査することから始めようということで、専門委員、文部省関係官と相談の上先般ご調査願つた「学生の個人相談のための施設等に

ついて」の案を作成した。これに対する回答は七十二の大学全部からあつたので、別冊のとおりとりまとめ資料としてお手許に配付した次第である。なお、カウセリング担当者として、講師七十二名を来年度の予算要求に文部省から提出されている。また、例年九州大学で行なわれているカウンセリングの講習会は、昨年同大学に集団力学の講座が設けられ、本年はカウンセリングの講座が設置されたが受講者はわずか十名と少ないので今後共協力をお願いする。

○第四常置委員会

北村委員長が都合により退席のため代わつて岡田委員から、委員会として特に報告する事項はない旨の報告があつた。

○第五常置委員会 赤堀委員長

本委員会は、大学間の連絡協力の問題を取り扱つていたが、第二十四回総会の折、組織編成についても担当することとされたため、六月十日以後四回の委員会を開催してこの問題を討議した。しかし問題が難しいため、全体としてははつきりした結論は得られなかつた。十一月六日、山形、茨城両大学長を臨時委員としてご出席いただき、文学部の問題、講座制と学科目制の問題および新設大学に修士課程を置く問題を検討した。文理学部の問題は以前から検討されてきたが、たまたま中央教育審議会で出された結論に納得できない点もあり、個々の大学によつてそれぞれ事情が異なることから簡単に結論を出すことが難しく、したがつて今後は実際に文理学部を持つ大学間で検討願うことになつた。大学の性格については以前から問題があり、格差がつけられることに反対の意向が強かつた。検討の結果は、大学院が研究活動の面で差があるのはいたしかたないとしても、大学院があることで学部間に格差をつけるべきではないとの結論になつた。また、新設大学に修士課程を設置することについては別紙のとおり要望書案を作成したのでご検討願いたい。

以上の報告に対し、要望書案中一部表現が適当でないとの意見が出され、指摘の点については委員会が修正することとして、要望書提出については承認された。

さらに赤堀委員長から、組織編成の問題を今後共担当することになると、今のままでは委員会として負担が重いので、近い将来その点について検討することを期待する旨の発言があった。

○第六常置委員会 杉野目委員長

第二十四回の総会で決議された教官の待遇改善についての要望書は、十月二十六日茅会長と共に人事院総裁ならびに佐藤人事官を訪れ、趣旨説明を行なった。その他の要望書については茅会長と同道で大蔵大臣に説明した。また、文教施設の整備については別冊のとおり白書を作成し、報道関係者にも発表、説明を行なった。委員会としては、十四日に常置委員会を開催し、当面する財政諸問題について意見を交換した。特に近く中央教育審議会が財政について検討を始めるので第六常置委員会としても準備すべきであるとの注意もあり、文部省から安嶋会計課長の出席をも願って、戦前の特別会計制度、寄付金(委託経理)取り扱いの簡素化等について検討した。なお、会計課長からこれらについては各大学の要望等も伺って、あらためて検討したい。また委員会の際他省庁との研究費の調整等の関係からも、大学の財政については、一般と違った能率的な方法がないか研究費の名目を変える等検討してほしいとの要望もあつた旨報告された。

六、災害科学の総合的研究(中間報告)について

第十九回総会に長谷川福井大学長から提案され、それを契機として実施されることになつた右の総合研究について、同研究班の責任者である長谷川大学長から、別冊の資料により詳細な報告が行なわれた。

七、新制大学と旧制大学との格差の件についての要望について

金沢大学ほか八大学から提出された右の要望書について、藤岡埼玉、石橋金沢両大学長から趣旨について説明があつた後会長から本件について役員会でその取り扱いを協議したところ、特別委員会に付託してはとの意見もあつたが、各常置委員会との関連もありすぐ結論を出すのは時期尚早であるとの見地から、この取り扱いについての検討を第五常置委員会に付託し、その結果を二月の総会で協議しようとの結論になつた旨の報告があり、異議なく了承された。

八、国立大学協会総会の公開可否について

会長から、総会は従来非公開であつたが、第二十五回の総会以来、議題の性質上傍聴の希望者が多くなり、今回もあつた。よつてその可否について役員会で協議の結果、本件もすぐ結論を出すことは困難なので、第一常置委員会で検討の上、その原案について二月の総会で検討することしようとの結論であつた旨の報告があり、異議なく了承され、意見は第一常置委員会へ出すこととした。

14 役員会 (第二十七回総会)

日時 昭和三十八年一月二十六日(土) 午前九時三十分

場所 日本学術会議控室

議題 総会の運営について

出席者 会長、各副会長、各理事、各監事、各常置委員会委員長

茅会長主宰の下に開会

一、議事日程について

会長から、第二十七回総会の議事日程について別紙により説明があり、原案どおり承認された。

二、傍聴許可の申し入れについて

会長から、本総会を傍聴したい旨日本教職員組合より申し入れがあつたことについて諮り、協議の結果、許した前例がないので従来どおりお断わりすることとした。

三、会員および委員長の交替について

会長から、前総会以後における会員および委員長の交替について次のとおり紹介された。

(一) 会員の交替

大学名 新学長 旧学長

長崎大学 和泉成之 北村精一

(二) 委員長の交替

- 委員長名 新委員長 旧委員長
 第四常置委員会 遠城寺九州大学長 北村長崎大学長
 四、今総会について

会長から、今総会の開催については、当然役員会にお諮りすべきであつたが、年末でもあり省略させていただいた経緯について説明の上了承を得たい旨を述べ、了承された。

五、会長談話発表について
 会長から、本総会終了後会長談話を発表するのがよいと思ひ別紙のとおり案（一応読みあげる）を作成したのでご検討願ひたい。なお、談話は規程案と共に発表するものである旨を述べ、協議の結果、その一部を修正の上総会に提案することとした。

15 第二十七回総会議事要録

日時 昭和三十八年一月二十六日（土）午前十時
 場所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長（富山、金沢、東京工業、大阪、大阪学芸、和歌山、熊本各大学長代理）

茅会長議長席につき開会を宣す

会長から、大学の管理運営の問題が微妙な時期を迎えていたが、幸い今国会には提出されないことに決定された。この決定については政府に深く敬意を表したい。と共に本協会としてもこの際大学運営協議会（仮称）を発足させて、自主的改善の万全を期したい旨を述べた。

一、議事日程について

会長から、本日の総会は別紙日程のとおり運営することに役員会の了承を得た。なお、今回の総会は、ご案内申し上げたとおりの事情、すなわち、予定によれば一月十九日に運営協議会（仮称）案を得て、これを各大学に送付し、ご検討願ひことになつていたが、疑義や誤解の残る懸念もあり、このため各大学の意見取りまとめに支障があつても如何がかと存じたので、右の予定を変更し、年末の折柄でもあつた

ので理事会も省略させていただき、この第二十七回総会を開催して、運営協議会（仮称）案に関する説明、協議の後に、この成文案をお持ち帰り願ひこととしたものである旨の説明があり、了承された。

二、会員および委員長交替について
 会長から、前総会以後における会員および委員長の交替について、次のとおり紹介された。

- (一) 会員の交替
 大学名 新学長 旧学長
 長崎大学 和泉成之 北村精一
 (二) 委員長の交替
 委員会名 新委員長 旧委員長

第四常置委員会 遠城寺九州大学長 北村長崎大学長
 三、一月十七日における会長談話発表について

会長から、この総会に先立ち、一月十七日、報道関係者に対して別紙の会長談話と運営協議会案の骨子を発表することを余儀なくされたが、その経緯は一月十八日付文書でご了解を願つたように事態が緊迫してしたのでやむを得ず副会長の同意を得て発表したもので、あらためて追認されたい旨の説明があり、異議なく追認された。

四、要望書の提出について

右につき会長から次のとおり報告があつた。

(一) 「大学教官の待遇改善について」の要望書

前回の総会において報告のとおり昨年七月佐藤人事院総裁に直接手渡した。

(二) 第一項 国立文教施設整備費について

第二項 教官研究費の増額について

第三項 学生経費の増額について

第四項 大学図書館維持費の増額について

の要望書

(三) 大学保健管理の強化についての要望書

(四) 大学院修士課程の増設についての要望書

以上の要望書については、昨年十一月二十六日、杉野目第六常置委

員会委員長、赤堀大阪大学長、高橋一橋大学長と同道で、田中大蔵大臣、賀屋政務調査会長および床次衆議院文教委員長の三人に直接要望書を提出して、懇談要望した。その他、文部大臣や文部省、大蔵省の事務次官、政務次官、関係局、課長あてにも前例に従い提出して置いた。

以上の報告につづいて遠城寺九州大学長から、去る一月二十三日、九州地区の学長の会合において、一月十七日の新聞発表の措置は時宜を得たものとして賛意を表する。我々の信頼のもとに今後共有効適切な方法をとられるようお願いすることを確認した旨の発言があつた。

五、国立大学協会会則中一部改正案および大学運営協議会規程案について

茅準備委員会委員長から、次のとおり報告ならびに説明が行なわれた。前回の総会において、各大学に問題点をお示ししたところ、ほとんどの大学からご意見を得たので、次のとおり会議を開催してこの意見書を集計し、慎重に審議した。

- (一) 十二月四日(火) 専門委員会 専門委員会 日程を決定
小委員会
- (二) 十二月二十四日(月) 専門委員会 各大学からの意見書調査
- (三) 十二月二十五日(火) 小委員会 同右
- (四) 一月十二日(土) 専門委員会 大学運営協議会規程案の起草
- (五) 一月十三日(日) 専門委員会 同右
- (六) 一月十八日(金) 小委員会 前項の案の審議
- (七) 一月十九日(土) 準備委員会 前項の案の審議決定

以上の手続きを経て成案を得たものである。

なお、立案に際しては、専門委員会、小委員会、準備委員会において、それぞれ、問題点に対する各大学の意見をじゆうぶんに検討した。その結果、設置および運営の趣旨については、ほとんど全大学が原案の構想を可とするものであつた。また、任務の範囲については、丙案(いわゆる紛争処理に限るもの)を可とするものは、僅かであり、甲案を可とするものが最多数であつたので、甲案をとることとし

た。次に、任務達成の方法については、原案の各項を可とするものが最多数であつたので、これをとることとした。次に組織については、甲案を可とするものが最多数であつたのでこれをとることとした。また、委員の任期については、ほとんど全大学が原案を可とするものであつたのでこれをとることとした。

なお、以上は、問題点に対する各大学の意見が、この案の骨子としてどのようにとりあげられたかについて説明したが、各大学の細かい意見はもちろん、少数意見についても各条文の具体的立案に際し、できるだけ考慮し、この成文案を得た次第である。

本日の総会にご承知のとおり本案についてじゆうぶんに協議願つた上それをお持ち帰り願ひ、各大学において検討の結果を別紙日程のとおりきたる二月二十日までにご回答いただき、二月二十八日開催の総会において決定する予定である。

なお、詳細な点については専門委員より説明があるので、じゆうぶんに質疑を行ないご理解をいただき、きたる二月二十八日開催の総会において決定案を取りまとめ得るようご協力を願ひたい。

以上に続いて規程案の協議に入り、まず団藤専門委員から、別紙案により各条項毎に詳細な説明があつた。

ついで、全般の問題、会則中一部改正案、規程案前文および各条項の順に質疑応答が行なわれ、活発な意見の交換がなされた。

その結果、本案について各大学でじゆうぶんに検討の上その意見きたる二月二十日までに回答することについて了承された。

なお、本件の質疑に入るに先立ち、会長から、審議の途中ではあるが会長談話案を検討されたい旨を語り、同案を審議することについて了承を得た上、同談話発表の可否、談話案の内容について協議が行なわれた。

その結果、談話を発表することについては異議なく了承され、内容についてはさらに役員会で検討することとした。

16 役員会(第二十八回総会)

日時 昭和三十八年二月二十八日(木) 午前九時三十分

場所 日本学術会議控室

出席者 会長、各副会長、各理事、各監事、各常置委員会委員長

茅会長主宰の下に開会

一、議事日程について

会長から、第二十八回総会の議事日程について別紙により説明があり、原案どおり承認された。

二、総会の公開申し入れについて

鶴田事務局長から、昨夕、日本教職員組合より、(一)総会の公開、(二)認証官制度に反対し、下級者の待遇改善に努力すること、(三)全大学の総意の下に運営協議会問題の取り扱いを慎重にすることの三点につき申し入れがあった。

このうち、総会公開の問題については、前回の役員会で、非公開とするとの原則が確認されたのでその旨を回答したところ、さらに書類をもつての申し入れがあったので役員会に披露する旨を伝えたとの説明があり、これに対しては前回の申し合せどおり原則として非公開とすることを再確認し、その旨を回答することとした。

三、国立教育会館建設のための募金について

右につき鶴田事務局長から別紙趣意書等により説明があり、募金協力方につき特に要請があった旨を述べ、了承された。

四、会長談話について

会長から、本日の総会で採択を予想される大学運営協議会規程の施行に伴い、同規程と共に別紙のとおり会長談話を発表したいのでご検討願いたい。なお案文の可否等については本日昼の休憩時に審議したい旨を語り、了承された。

五、組織整備特別委員会について

会長から、協議会案作成の過程において国立大学協会自体の機構改革に関する要望が多いので、各地区一名(関東甲信越地区二名)の委員による組織整備特別委員会を設置することを総会に提案したい。なおこの審議手続きは協議会の場合と同様にしたい考えである。そして機構改革についての結論が得られれば、それに従って協議会規程の再検討も必要となるであろう。また、協議会の地区委員の選出は本日も可能であろうが、地区協議会に関する審議経緯から考えても、各地区であらためて会合の上選んでいただくことがよいと考えるので、その報告を三月末までにお願したいと考えている旨を述べ、特別委員会の設置の提案等については提案どおり了承された。

六、会費の増額について

鶴田事務局長から、昨年来五回の総会と数多くの委員会等が開かれたため、年度当初の会費の三分の一に相当する額を増額願ったがなお予想以上の出費となり次年度当初に要する運転資金も確保できなくなつたので別紙のとおり増額することについてご承認を得たい。また、現在は事務員が一名、補助者が一名計二名の職員がいるが、これも事務量の急増に伴って来年度から事務員一名タイピスト一名の計二名を増加させたい。このため予算も現在の倍額として退職積立金、翌年度繰越金等も確保できるようにしたい旨の説明があり、提案どおり了承された。

七、大学間の格差に関する特別委員会の設置について

赤堀第五常置委員会委員長から、大学間の格差に関する問題について埼玉大学長ほか九大学長から申し入れがあったのでそのための特別委員会を設けられたい旨の発言があり、会長から、本日は日程の都合でその余裕がないと思われるので次回の総会に提案しては如何かが諮られ、了承された。

17 役員会(第二十八回総会昼食時)

日時 昭和三十八年二月二十八日(木) 正午

場所 日本学術会議控室

出席者 会長、各副会長、各理事、各監事、各常置委員会委員
長

茅会長主宰の下に開会

一、会長談話案について

総会開会前に開かれた役員会の際、会長から検討方について要請された会長談話案について審議の結果、原案どおり承認された。

二、日本教職員組合に対する回答について

鶴田事務局長から、日本教職員組合より申し入れがあつた三件に対する回答として、(一)総会は既定方針により非公開とすること、(二)認証官制度に反対し、下級者の待遇改善に努力せられたいとの件は、本日の議題ではないこと、(三)運営協議会の取り扱いを慎重にされたいとの件は、同感である旨を同組合代表者に伝えたとの報告があつた。

18 第二十八回総会議事要録

日時 昭和三十八年二月二十八日(木) 午前十時

場所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長

茅会長議長席につき開会を宣す

一、議事日程について

会長から、本總會の議事日程について別紙により説明があり、原案どおり承認された。

二、会員の交替について

会長から、第二十七会総会后、関口山形大学長が退かれて、同大学文理学部長平松計之助氏が山形大学長事務取扱に就任された旨紹介された。

三、中央教育審議会答申配布について

会長から、中央教育審議会では、この程大学財政および厚生補導に関する答申を了え、これで「大学教育の改善について」の答申が完了

したので、文部省より別冊のとおり配付された旨報告があつた。

四、国立教育会館建設協力財団に対する募金について

会長から、このことについては協会を通して諮つてほしい旨財団よりの懇請があつたため去る二月九日付文書をもつてお知らせして置いたが一応その応募標準をプリントとして配布した旨を述べ、鶴田事務局長から内容について補足説明があり、応募標準中「事務局部長」を「その他教職員有志」の項に変更することとして協力を了承した。

五、会務について

会長から、昨二月二十七日次のとおり委員会を開催したので時間がある場合にはそれぞれの委員長から報告を願う旨報告された。

(一) 第一、第七常置委員会合同委員会

(二) 第四常置委員会

(三) 第六常置委員会

六、会報(第二十三号)発行について

会長から、会報第二十三号は、きたる第二十九回総会までには本日の総会の分までを内容としてとりまとめて発行することにするので了承願いたい旨を述べ、了承された。

七、昭和三十九年度大学卒業予定者の就職推せん時期に関する大学側と業界側との協定について

会長から、このことについては去る一月三十日(第一回)、二月十八日(第二回)に文部省主催の懇談会が開かれた。その席上、国立大学側としては、昨年のおり十月一日以降に正式に推せんすることを希望して置いたが私立大学連盟は七月以降より開始するとの意向もあり、現在のところ意見が一致していない。いずれ文部省においてさらに検討の上正式に連絡があることと思う旨の報告があつた。

八、昭和三十八年度国立大学協会会費の増額について

鶴田事務局長から、協議会の発足等協会の事業量の増大とそれに伴う人件費諸経費の増加が見込まれるため三十八年度から会費を倍額にしたい。なお、予算案については作成の時間的余裕がなかつたので第二十九回の総会の際に審議をお願いしたい旨の説明があり、会費増額にたいしては了承された。

については了承された。

九、大学運営協議会規程案について

会長から、第二十七回総会の際に原案をお示しし、以後各大学においてご検討願った結果について去る二月二十日までに回答をお願いしたところほとんどすべての大学から回答が寄せられた。

よつて二月二十五日(月)、小委員会を開催し、各大学の意見について調査研究をした。さらに二月二十七日(水)、準備委員会を開催して慎重に審議した結果、別冊のとおり成案を得たので、じゅうぶん審議をお願いしたい。

各大学からの意見の概要を申し上げます

- (一) 全面的に賛成のもの、または別に意見のないもの 三十三大学
 - (二) 修正意見または希望的意見を述べたもの 三十七大学
 - (三) 意見の提出がないもの 二大学
- であるが詳細については団藤専門委員に説明願うことにしたい旨を述べ、本件の協議に入った。

本件審議の過程における団藤専門委員の説明およびその後の質疑応答の要旨は別冊のとおりであるが、この結果、国立大学協会会則中一部改正については原案どおり、また大学運営協議会規程については了解事項を付して、いずれも本日付をもつて施行されることになった。

なお、審議の途中茅会長所用退席のため、平沢副会長が議長となり以後の議事を進めた。

十、第二十九回総会の開催予定について

平沢副会長から、第二十九回の総会は六月二十日(木)、二十一日(金)の両日に予定している旨を述べ、了承された。

十一、会長談話発表について

平沢副会長から、大学運営協議会規程の施行に伴い、別紙のとおり会長談話を発表することについて諮り、異議なく原案どおり承認された。

十二、組織整備特別委員会の設置について

平沢副会長から、協議会に関する審議の過程において、国立大学協

会の機構、運営等について再検討してほしいとの要望があつたため、組織整備特別委員会を設けてこの検討を行ないたい。なお、委員については、会長、副会長のほか協議会の地区選出委員と同様な区分による七名の委員をもつてあて、必要がある場合には専門委員を置くことにしたい旨の説明があつた。これに対し、地方別でなく学校種別、総合大学、単科大学別等がよいのではないかとの意見が述べられ、それ等の配慮については選出委員の結果をみて別に増員する等の処置を講ずることとして、原案どおり了承された。

ここで茅会長ふたたび議長となり以後の議事を主宰

十三、大学の性格に関する特別委員会設置の提案について

会長から、昨年の九月藤岡埼玉大学長ほか九大学の連名をもつて、大学の格差に関する問題について検討するよう要望書が提出されたので、この取扱について第五常置委員会にその検討を付託したところ、大学の性格に関する特別委員会を設けて検討すべきであるとの結論が出されたが、本件については六月の総会で検討したい旨を述べ、異議なく了承された。

十四、認証官問題について

会長から、七大学長を総長として認証官にするとの件については、問題が複雑であることから過日平沢副会長と共に文部大臣を訪れ事情を聞いた。そしてその際大学の教員の待遇については給与基準を上げるべきで、今回の施策はその糸口をつけるためと聞いているが、その後の処置について伺いたいと質問した。また、昨夜七学長と一緒に文部大臣に面会し、前回と同じ趣旨のもとに事後の善処方について要望したところ、文部省としては今まで大学教員の待遇改善のために種々の方途を講じたが司法官並みへの実現はできなかった。たまたま人事院総裁から、検察官と同様に上を認証官にすればアンバランス是正の面から他も引き上げられるとの示唆があり、歴史も古く規模も大きい大学院を持つ七大学長をまず認証官とし、他の学長との格差解消については人事院が動くよう文部省として引き続き努力するので、その旨を伝えて理解してもらえよう願うとのことであつた旨の説明があつ

た。これに続いて杉野目北海道大学長、平沢京都大学長、松坂名古屋大学長、森戸広島大学長から補足説明があり、これに対して各大学長から活発な意見の開陳があり、質疑応答が行なわれた結果、ここで意見を一致させて決定することは困難であるので、何れとも決めないで、一応論議を打ち切ることとした。

なお、関連して地域給の徹廃について要望の発言があり、第六常置委員会で検討してもらつてはとの会長の発言を了承した。

また、組織整備特別委員会の地区選出委員は、三月末日までに報告されたいこと、補充の委員は同委員会に一任することを了承した。

二、調査

昭和三十八年度国立学校予算小観

(第四三回国会成立池田内閣)

(主として国立大学、同附属病院、附置研究所の歳出予算について)

前東京工業大学事務局長 佐藤 憲 三

昭和三十二年年度以来国立学校に關係する予算について、本会報に調査の結果を掲載した——三十二年度分は本会報十二号、三十三年度分は本会報十四号、三十四年度分は本会報十六号、三十五年度分は本会報十八号、三十六年度分は本会報二十号、三十七年度分は本会報二十二号——ところであるが、資料の一端ともなるので昭和三十八年度予算についても同様の形態によつて調査し本稿を作成したものである。本稿中の数額などについては、既記の分と同じく総予算書、同参照書、各目明細書、文部省会計課予算班の編集にかかる予算額事項別表、予算参照書、予算参考書などの資料を基としたものであるが、直接に予算の編成に携つておるものでないから、内容などについても理解の点に欠けるところもあるので多少の誤謬があることは止むなことを付記する。

本稿で述べる国立学校の予算は国立学校設置法(昭和二四年法律第一五〇号)国立学校設置法施行令(昭和二九年政令第四三三号)国立学校設置法施行規則(昭和二四年文部省令第二三三三号)国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和三六年法律八七号)によつて設置された国立大学七二——学部の数二四九(法第三条)国立短期大学五(法第三条の三一項)国立高等専門学校二九(法第七条の二)高等学校八(法第八条)大学附置研究所六四(法第四条)大学に併設された短期大学部二三(法第三条の三二項)国立工業教員養成所九(臨時措置法第三条二項)および学部附属の教育研究施設(法第五条、政令第一条、施行規則

第六条の二、第六条の四)は小学校七五、中学校七八、高等学校一六、盲学校一、聾学校一、養護学校七、大学附属病院二三、大学院三一(法第三条二項)各種学校五八、(その他の教育研究施設九六、研究施設六七)の運営に必要な歳出予算に關することである。昭和三十八年度における国立学校歳出予算総額は九百二十一億七千九百七十四万四千円であつて学校、養成所に關するものは全体から見れば多額の地位を占めるものでないから、もつぱら大学学部、附属病院、附置研究所について述べ

るものである。
大学、附属病院および附置研究所の運営に要する経費としては教育、研究、管理上における固有のいわゆる經常的経費として取扱つている標準予算に加うるに、昭和三十八年度に新規事業として計上された予算を合算したものである。このほか文部省各局課が所掌する経費のうち国立大学に回されるもの、すなわち文教政策として文部本省予算に掲げられている事項の若干の予算は大学運営上、相当重要な経費であり大学本来の仕事を通じての協力面の表れでもあるので、国立学校運営上の直接的経費のほか次表の国立学校關係予算総表中に掲記し、国立大学の運営に關しての關係の姿を数額を通して示したものである。

◎国立学校關係予算総表(単位千円)

区 分	38年度予算	37年度予算	増加額(△は減)
(A)国立学校運営費	三二,一五九,七四四	六,九六六,三三三	二五,一九三,四一一
大学および学校	六四,三五六,四三〇	五,〇三三,九六三	五九,三二二,四六七
大学附属病院	一七,四九六,〇五五	一五,四四六,〇〇〇	二,〇五〇,〇五五
大学附置研究所	八,六八六,八八四	六,六三三,三三三	二,〇五三,五五一
国立高等専門学校	一,二九一,八八八	四六六,三三〇	八二五,五五八
国立工業教員養成所	五二,五七七	三三三,四三三	△二八〇,八五六
国立文教施設整備費	一八,七六八,四三三	一三,一七五,三三三	五,五九三,一〇〇
国立文教施設災害復旧費	〇	三〇,七三六,△	△三〇,七三六,△
小計(1)(直接的なもの)	一〇〇,八六六,一七〇	三二,一四六,七三七	六八,七一九,四三三
科 学 研 究 費	二七,三〇〇,〇〇〇	二五,五七〇,〇〇〇	一,七三〇,〇〇〇
在 外 研 究 員 費	三三〇,三三〇	一五〇,〇〇〇	一八〇,三三〇
内地研究員など旅費	三〇,八六〇	一六,二八六	一四,五七四

外国人留学生給与 外国人留学生招致及び帰国 旅費等	六、四〇〇	八、一〇〇	一〇、〇〇〇
沖繩留學生給与 沖繩教員内地派遣研究旅費	一、四八五	一、五〇九	六、六
小計 (2)	〇	三、〇一八	三、〇一八
育英奨学および生徒援護費	三、一〇一、四〇〇	三、八〇〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇
国立学校職員共済組合負担 金	六、一七〇、四〇〇	六、四〇〇、〇九六	一、六六、五三三
小計 (3)	二、八六八、五九六	二、四四二、三三七	四、七七、〇七
国立学校関係予算の計	二、一〇五、七六九	八、九三二、五六六	二、二二二、六三三
(1)(2)(3)の計	二、五〇三、三六九	一〇、三六三、一三三	三、〇六三、八五
文部省所管予算	三、五〇、七、八三三	三、六、三三、三三二	三、三〇四、五三
一般会計総予算	二、八五〇、〇〇〇、二二七	二、四〇〇、九六九、三三六	三、六九、〇四八、八六九
(5)に對し(1)の比	三・六%	三・八%	
文部省所管総予算に對し国 立学校直接的関連経費の比	三・六%	三・八%	
(5)に對し(4)の比	三・七%	三・八%	
文部省所管総予算に對し国 立学校関係予算の比	三・三%	三・四%	
(6)に對し(5)の比	三・三%	三・八%	
一般会計総予算に對し文部 省所管総予算の比	二・三%	二・三%	
(6)に對し(6)の比	三・三%	三・八%	
一般会計総予算に對し国立 学校運営費の比	三・三%	三・八%	

前表中国立学校運営費の使途は前述のとおりであるがなお大学等に直接する経費としては文部本省の組織に組まれている国立文教施設整備費がある。本年度においては百八十七億千八百四十五万余円が掲上された。この経費は大学、学校、病院、研究所に関する建物の新営、腐朽建物の改築、工作物の構築に要する纏まった多額の経費に充当される、学部、研究所、学校の創設などに要する建築関係予算はこの経費に積算されている。やや間接的な関連経費としては文部本省の組織予算中に組まれている科学振興に関するものとして科学研究交付金、科学試験研究費

補助金、研究成果刊行費補助金、在外研究員派遣に必要な旅費、その他本省事業としての内地研究員に関する旅費、外国人留学生招致のための来航帰国旅費、給与、国内研究旅行費がある。また学生、生徒に対する育英奨学に関する経費、生徒援護に関する経費がある。以上関連的経費はいづれも国立学校固有の予算に組まれていないことは前述のとおりであるが大学、学校における教育研究に關連して使用されるものである。さらに文部省所管職員を対象に組織されている文部省共済組合に対する政府の負担金も組合員の九〇%を占めている国立学校職員の福祉上に裨益する極めて重要な経費である。然し前述の間接的経費のうち科学研究費、在外研究員旅費、内地研究員旅費、海外よりの留学生経費、育英奨学、生徒援護に関する経費は国立大学においてのみ使用されるものでなく、公立、私立の大学、学校その他の機関においても使用されるものではあるが、およそ八〇%に相当する大部分の経費が国立大学の関係機関において使用されるものである。

国立大学において直接的に使用される予算は前表(1)に示す千八百八億九千八百十九万余円であつて文部省所管総予算額三千五百七億二千七百八十二万余円(5)の三一・六一%に当り、一般会計総予算二兆八千五百億八百一十一万余円(6)の三・九二%に相当する。国立学校関係予算総額千二百五十億二千五百三十七万余円(4)は(5)の三五・六七%に当り一般会計総予算(6)の四・三九%に相当する。三十八年度予算は三十七年度予算に比し全体的に増加上昇したことは前表に示すように国立学校運営費において百三十一億九千三百五十二万余円、国立文教施設整備費において五十五億四千六百三十一万余円と相当多額の増加である。この増加は前年度に引続いての増加であつて学部、学科の増設、高等専門学校の増設等新規事項に因由するものもあるのであるが、積年に亘つての各大学の要望はもちろんのこと当協会が毎年繰返し決議要望した結果、関係当局の理解ある措置の現れであるとするには異論のないところであろう。今後といえども昭和五、六年度より昭和十五年頃の水準に達するまでの予算とするためにはさらに繰返し要望し、世論の喚起に努力すべきことは極めて必要なことと思料するものである。三十八年度予算においても前年

度と同様に従来より格段の増加予算を組まれるに至つたことは、国家予算全体の膨張に伴う必然的の現象による結果なりと雖ども文部、大蔵両省当局の深い同情と理解とによるものとして敬意を表すべきであらう。

大学における日々の経済生活の基幹をなしている大学固有の経常的経費である。教育、研究、管理に要する経費は逐年増加を必要とするものであつてこれが拡充強化されるか否かにより學術の消長をも左右するものであることは論をまたない。無限的な學術の進展に従つて年々予算の増大の傾向をたどることはけだし当然のことながら事實は簡単に増大することでない。経費については限りのものであるが一段と拡充して急速に水準を高めることは極めて緊要なことと思料する。

科学技術者の需要五カ年計画に従つて科学技術教育の振興を唱えてから逐年研究費においても牛歩の如くではあるが増大して今年度に至つたが一挙に拡充するを必要とする声は大学はもろろのこと学界、教育界、その他あらゆる學術研究機関、産業界から厳しくきかされて来たところである。世上いうところの研究費といつてもその内容はきわめて複雑多岐に亘つておつて簡単に言い尽せないが学問をすすめるためのあらゆる経費のことであるといえよう。これらの研究費も科学技術教育振興という一つの転機を得てから方針が確立されて増強の軌道に乗ることになつて逐年の増加に至つたことである。通常の経費は面目一新とはいかぬまでも絀上の如くである。また大学において必要とする研究室、実験室、講義室、学生寮、学生ホールなど教育研究の場に充てるための国立文教施設整備費についても前年度から漸やく積極的に手をのばすことになつたがこれは今迄の不足的なものを補う程度にしかならないもので明治大正時代に建設された古く老朽化した内容を改善して近代學術の進展に応ずる施設とするための予算を組むまでに至らない状況であるため古い歴史のある大学は何うも棚上げされておる傾向であることは平衡を失しておるといわざるを得ないであらう。このことについては当協会においても文部省と一体となつて拡充強化の措置を講ずるよう数年来要望しているところである。その結果は前表に示すように国立文教施設整備費はようやく二百億圓に近い教額すなわち百八十七億千八百四十五万圓

に及んだ。当協会の多年の主張の最重要事項の一つが実現したことであつて教額においては相当に飛躍をもたらしたと考えるのであるけれども内容を仔細に調べると新規事項によるためのものが大部分であつて改造改築のものについてはなお薄い取り扱ひがなされていることである。この点についてはさらに積極果敢に繰返し要望し実現に努力すべきことを必要とするであらう。新規事業に伴う施設が一段落しても三十八年度に掲げられた金額予算を下廻らぬよう要望し改善改築の用途に振向けて解決を図るべきであらう。

おもに昭和三十八年度一般会計国家予算は前表に掲記したように二兆八千五百億八百余万圓の巨額に達したため、文部省所管予算も前年度予算に比して五百二十二億四百五十余万圓の増高で格段の膨張を表したこの中大學關係の直接的予算は百八十七億二百余万圓の増加である。このことはわが国經濟が三十四年以降逐年目覚しい成長發展をつづけた結果の影響によるものと考えられるが、今年度に至る迄の間においては種々の經濟的變化もあつたことではあつても本年度においてあくまでも均衡健全財政を貫くという政府の政策の範圍内においてもかくの如く教育關係費の増大を來したことは、政府が教育投資を重大政策の一つとして推進した基本が文教予算の大幅な増加となつたのであらう。学部の新設や学科の新設、高等専門学校の増置などある種の新規事項については新しい基準のもとにそれぞれ予算されたが大学における既設のものに対する教育研究のための内容充実改善に対しては未だ十分なことであるとはいひ難いのではないであらうか。今後共教育研究投資は一段と強化することが望ましい。

前表に記載した国立学校運営費予算科目を基として大別すれば次表のごとき結果を見ることが出来る。

三等	八、八五	五	五五	九四七四	授、工業教員養成所教授
四等	一、二九	四六	七	一、七六	大學助教授、工業教員養成所助教授
五等	七、三六	一、六四三	一、三六	一〇、三三	大學助手、工業教員養成所助手
六等	一、三六	七	二九〇	一、七六	教務職員
(二)適用	六四七	一四	〇	一〇、八九	高等學校校長、教諭
一等	三〇	〇	〇	三〇	高等學校教諭、各種學校專任講師
二等	八七	一四三	〇	一〇、九	高等學校教諭、實習助手
三等	五〇	〇	〇	五〇	附屬小、中學校教諭
(三)適用	二、八三	〇	〇	二、八三	同右
一等	一、五	〇	〇	一、五	同右
二等	二、六六	〇	〇	二、六六	同右
(四)適用	四〇	〇	〇	四〇	高等專門學校校長
一等	三	〇	〇	三	同教授
二等	一四	〇	〇	一四	同助教授
三等	一〇〇	〇	〇	一〇〇	同專任講師
四等	一〇〇	〇	〇	一〇〇	同助手
五等	六四	〇	〇	六四	同助手
醫療職	三二	七、五五	五	七、五五	葯劑部長、葯劑主任
(二)適用	一四	一、九七	〇	一、九七	葯劑主任、葯劑主任
二等	〇	七	〇	七	X線技師、葯養士、葯劑師
三等	一四	四三	五	一四	醫療技術職員、X線技師
四等	六	三四六	三	四七	葯養士、齒科衛生士
五等	六	三四六	三	四七	同右
六等	〇	〇	一三	四〇	醫療技術職員
(三)適用	一、六七	六、三四六	一〇	一〇	同右
一等	〇	三〇	二	六、五七	總婦長
二等	一七	七四九	〇	七、六	總婦長、婦長、看護婦
三等	一〇	四、八七七	〇	四、九七	婦長、看護婦
四等	一〇	七六	二	七〇	看護婦

◎學生、生徒總數表(予算人員)

區分	總數	組	
		國立學校	大學附屬病院 附置研究所
38年度予算總數	三三、三三	三六、九三	七三
大學院學生	一三、三〇	一、四七	〇
專攻科學生	二、四七	二、四七	〇
學部學生	二〇、二九	二〇、二九	〇
外國人留學生	三〇	三〇	〇
沖繩學生	三六	三六	〇
工業教員養成學生	二、六四	二、六四	〇
短期大學學生	八、五〇	八、五〇	〇
獨立短大	一、四六	一、四六	〇
併設短大	七、〇四	七、〇四	〇
大學別科等學生	七〇	七〇	〇
高等專門學校學生	四、五〇	四、五〇	〇
高等學校學生	一、九四	一、九四	〇
附屬學校學生	六、五五	六、五五	〇
盲聾學校	七〇	七〇	〇
高等學校	八、〇〇	八、〇〇	〇
中學校	三、八七	三、八七	〇
小學校	四、〇〇	四、〇〇	〇
幼稚園	三、四〇	三、四〇	〇
養護學校	四〇〇	四〇〇	〇
各種學校生徒	五、七五	五、七五	〇
衛生檢査技師學校	一四	一四	〇
齒科衛生士學校	一〇	一〇	〇
齒科技工士學校	一〇	一〇	〇
診療X線技師學校	三〇	三〇	〇
看護學校	四、五〇	四、五〇	〇
助產婦學校	三〇	三〇	〇
保健婦學校	二〇	二〇	〇
特殊教育教員養成學生	一〇	一〇	〇
齒科實習	一〇	一〇	〇

前年度予算に比し昭和三十八年度予算において増加したところのおもなものは各組織を通じ人件的経費につき三十七年十月俸給表の改正（これに関する俸給表の改正は昭和三十八年二月下旬国会において成立した）に伴う積算増及び新規事項による教官その他の職員の増員による俸給手当など、旅費の増加を合せ国立学校において三十九億五百八十三万余円、大学病院において七億八百二十万余円、研究所において五億二千六百四十万余円、すなわち人件的経費合計五十一億四千五十万余円の増加である。また物件的経費の増加については、教官当積算額の一〇%増加、学生当積算額の一〇%増加、新規事項による工学部の創設、学科の新設、大学院の増置、講座の増設、大学院専攻課程の増設、学部における専攻科の増設、過年度において設置された学科、学校等の学年進行による校費の増加、教育用設備の改善充実、これらに附随する土地建物の維持修繕、各所小新営費の増加を合せ国立学校において六億八千二百六十万余円、大学病院において三千四百四十万余円、研究所において千八百六十万余円、即ち物件的経費合計七億三千二百六十万余円、大学病院医療関係費において九億四千三百四十万余円、研究所における特別設備費として四億九千三百余万円、その他実習船研究船等に関する経費として三億一千六百八十万余円、総計百八十一億九千三百五十万余円の増加に達している。この増額の概要を組織別に次表により述べる。

昭和三十八年度増加予算額総表（単位千円）

区 分	38年度予算	37年度予算	増加額	組織別増加額	
				国立学校	大学病院 附置研究
総 額	五、二五、七、四六、九六、三三	五、二、九、五二、九三〇、五二、〇〇、〇〇	六、二、九、五二、九三〇、五二、〇〇、〇〇	七、〇、三、三三、〇〇、〇〇	五、六、四、八六、〇〇、〇〇
内 訳					
人件的経費	五、二五、八、六八、二二、八〇	五、〇、四、五三、三九、〇八	七、〇、三、三三、〇〇、〇〇	七、〇、三、三三、〇〇、〇〇	五、六、四、八六、〇〇、〇〇
物件的経費	三、三、七、七六、九六、〇〇	六、二、九、五二、九三〇、五二、〇〇	六、二、九、五二、九三〇、五二、〇〇	三、五、〇、七〇、〇〇、〇〇	九、六、三、五五、〇〇、〇〇
その他	一、〇〇、〇〇、〇〇	七、七、七三、三三、〇〇	七、七、七三、三三、〇〇	二、一、三、七〇、〇〇、〇〇	五、五、四、五五、〇〇、〇〇
医療関係費	七、五、一、八四、六、六、八四	六、六、六、八四、四、四、四	九、四、四、四、四、四	九、四、四、四、四、四	〇
特殊設備費	一、一、一、〇〇、〇〇	二、〇、〇、〇〇、〇〇	九、四、四、四、四、四	〇	九、四、四、四、四、四

一、国立学校の分（単位千円）△印は減

区 分	増加額	増 加 内 容	38年度予算	37年度予算
国立学校	六、三〇、二、五	大学院、学部、附属学校、高等専門学校、工業教員養成所、短期大学、高等学校に関する予算である	六、〇、七、三、八、三、五、八、六、二、六、六	六、〇、七、三、八、三、五、八、六、二、六、六
一、人件的経費	三、〇、五、八、三	七大学長認証官制に切替、職員俸給額の改定、大学院担当教官の俸給調整（特殊勤務手当制の廃止）、超過勤務手当時間の増加非常勤講師手当単価の増、校医手当の増、学年進行による職員の増、新規事項による職員の増加	三、〇、五、八、三	三、〇、五、八、三
1 俸給手当など	三、八、三、四、三	工学部の創設（埼玉大学）、二一学科の新設（理学三、工学一六、繊維一、外国語一）、一四学科の拡充、改組（理学一、工学一、理工学一、農業一）農学系学部の体質改善十一学科教養部の新設（大学）大学院設置（修士課程一工学二、理学一、薬学一、家政学一、芸術二）大学院専攻の増加	三、八、三、四、三	三、八、三、四、三

2 旅	費	七,四〇三	八,九七九	七,七五五	十二専攻科の設置、 十二高等専門学校の 増設(外に三十九年 度開設予定のもの五 校、講座の増設(文 科系九、理学系三、 農学系二、医学九) 大学院工学系共通講 座八(三年目)学科 目の新設整備四七、 研究施設の新設十 二、整備十、その他 附属機関の整備など 新規事項、学年進行に 伴う職員の増員による 増、外国人教師招へい 旅費増
3 校	物件的経費	五,〇四三、九七六 三,八七、八八	二四、三六、三〇九、三三、三九四 三、四五、五七、六、六七、七、九	教官当積算増単価一〇 %増 一、二七、六五 学生当積算増単価二〇 %増 四一、六三 留學生経費の増 三、九三 新規事項にともなう増 一、八三、三六 原子力研究関係 五七、〇八 大学院の設置及び強 化 四、五五 工学部の創設 四、四九 学科の新設、拡充改 組、体質改善 五〇、六七	
4 光熱水料 5 土地、建物維 持修繕各所新 管費	五三、五九 六三、六九	積算増 各所修繕坪当単価の引 上(五〇〇円を六〇〇円) 三六、一三 坪数の増加による各 所修繕増 七、六九	六三、六一 三、三六、八〇 二、五五、一八	高等専門学校の増設 四三、六〇 短期大学学科の新設 八、九六 養護学校教員養成課 程の新設 八四三 専攻科の設置一、七〇八 講座の増設 五、三三 学生の増募 二、六三 学科目の新設、整備 二〇、二七 教員養成学部の新設 一〇、七二 工業教員養成所の整 備 四、二〇 研究施設の新設整備 三六、〇四 附属学校の新設整備 三、七 実習施設等の新設整 備 一三、四〇 特別事業関係 六、六七 臨時事業関係 四、四一 特殊装置運転関係 六、五七 其他附属施設関係 六、二五	

区 分	増加額	増加内容	38年度予算	37年度予算
二、大学附属病院の分(単位千円) ▲印は減				
3、その他	三六、三〇五	運動場施設費 五、六六六 管理施設整備費 五、八三三 水泳プール新営 四〇、〇〇〇 国有財産境界設定 二画、七六一	八六九、三三三	五七、三三三
6 実習船関係費	△ 七、六三六	運航費 三三、七四四 食糧費 六六七	四六五、四三三	四三三、三〇〇
7 受託研究費	一八、四〇八	建造費 △ 一〇一、七〇〇 整備費 △ 七、五九九	三六、五〇二	二〇、〇三三
8 受託研究員費	一九、六〇〇		二六、八六八	八、六六六
9 奨学交付金	三〇〇、〇〇〇		三〇六、五〇〇	六、五〇〇
大学附属病院	二、〇〇二、〇〇〇	大学医学部歯学部附属病院二三に要する予算である	二七、四九六、〇五五	二五、四九六、〇〇〇
一、人件的経費 1 俸給手当など	七〇六、三三三 七〇七、三三六	職員俸給額の改定、大学院担当教官の俸給調整(特殊勤務手当制の廃止) 超過勤務手当積算時間の増加 新規事項にともなう職員増加 病床の増加、看護学校の新設診療科の新設整備、診療業務の整備新設(中央検査	七〇六、七六二 七〇三、八九九	六、三六六、五三〇 六、三六六、五二二

区 分	増加額	増加内容	38年度予算	37年度予算
三、附置研究所の分(単位千円) ▲印は減				
2 旅費	八六四	新規事項に伴うもの増加に伴うもの	四三、八六三	四、六六六
二、物件的経費	三三〇、七七一	新設手術部の新設	二、六九九、四九九	二、五九九、〇九九
3 校費	二六八、二二三	新規事項に伴うもの 診療科の新設、整備 病床の増加 看護学校新設 診療業務の整備 診療管理、設備充実等	二、七九〇、四三三	一、八六〇、九三三
4 光熱水料	三、八九九	各所修繕、各所新営、土地建物借料	四〇〇、六三三	三七九、八四四
5 土地建物維持修繕各所新営費	三、四四〇		二九八、六九四	二四八、二六四
三、医療関係費	九四四、四三三		七、五五一、八四四	六、六〇六、四三三
6 医療費	六七〇、九四三		五、三三三、二五五	四、七〇七、三三三
7 患者用品費	△ 二、三三五		三、四六六	三、三七一
8 医療機器整備費	一五八、八六三		七〇、一三三	六、三三、二六八
9 学用患者費	三六、五一一		三三、七五五	二、六九〇、三三三
10 患者食糧費	八五、九四六		四四、八三三	八五、九〇七
11 生徒教材費	一、五二六		九、三三〇	一〇、八六六
12 生徒食糧費	△ 七、六三三		六、三三三	八、七三三
附置研究所	一、六二、九七七 五二六、四四六 五四、四三三	附置研究所六四に要する予算 職員俸給額の改定、大学院担当教官の俸給調	八、六八六、八四四	六、六七七、五七七
一、人件的経費 1 俸給手当など	五二六、四四六 五四、四三三		三、三三七、九三三	二、二八〇、〇〇〇

整(特殊勤務手当制の廃止)超過勤務手当積算時間の増加 新規事項に伴う職員増加 原子炉実験所設置(京大)、内分泌研究所設置(群馬大学)、数理解析研究所設置(京大)、研究部門の増設(原子力研究部門三、基礎電子工学研究部門七、防災科学研究部門四、一般研究部門八、海洋研究部門二、研究所附属施設の新設四、部門の整備、研究所附属施設の整備、大学院学生の増募)	11,107 26,336 73,933	11,107 26,336 73,933	101,959 3,222,102 3,020,143
2 旅費 3 物件的経費	10,833 7,313	10,833 7,313	3,222,102 3,020,143
管理的経費の増 職員数の増に伴うもの	10,833	10,833	3,020,143
学術研究 教官当積算単価一〇 %学生当積算単価二〇%増 新規事項に伴う増	7,313 10,833 10,833	7,313 10,833 10,833	3,020,143 3,020,143 3,020,143
研究用機器更新増	116,000	116,000	3,020,143
ロケット観測費	101,331	101,331	3,020,143

特殊装置運転費増	3,155	10,508	11,357
特別事業費の増	3,352	49,757	31,074
4 光熱水料	2,677	10,508	11,357
5 土地建物維持各所新営	18,676	49,757	31,074
3、その他	2,454	19,867	19,433
6 研究船関係費	1,176	2,677	2,500
7 受託研究費	3,768	2,677	2,500
8 受託研究員費	2,500	2,677	2,500
4、特殊設備費	4,036	11,357	610,000
運航費、整備費の増		19,867	19,433
原子核研究、プラズマ研究、海洋研究設備、原子炉購入、原子炉附属設備の増加		49,757	31,074

次に最近八カ年度における国立学校関係予算を展望すると次表に示すように数額は逐年増加している。これらの投資額が運営上に与えた影響が大きく著しい発展の姿を見ることが出来る。

◎国立学校関係予算八カ年度表(単位千円)

区 分	38年度	37年度	36年度	35年度
国立大学及び学校	六,五八,四三〇	五,〇八二,四三三	四,〇九六,六六八	三,〇九七,一七二
大学附属病院	一七,四六,〇七五	一五,一八六,六三三	一三,〇三三,九八八	一〇,二九三,〇〇〇
大学附置研究所	八,六八,八三〇	六,五六六,一六六	五,〇八〇,八四〇	四,三三三,四四〇
国立高等専門学校	一,五八,八八六	四六八,三三三	〇	〇
国立工業教員養成所	五二,五六七	三三〇,四四四	一三三,八六九	〇
小計	六二,一九,七四三	七,六六六,八三三	四,六四三,四三〇	三,六六七,六三三
国立文教施設整備費	八,七八,四三三	一三,一七三,一三三	七,六六六,七三三	四,三三三,七三三
国立文教災害復旧費	〇	七,〇七,二六六	〇	七,〇八八
小計	八,七八,四三三	一三,一九〇,四〇〇	七,六六六,七三三	四,三三三,六六六
科学研究所費	二,七七,〇〇〇	二,五五七,〇〇〇	二,一九〇,〇〇〇	一,八八八,四六六
在外研究員旅費	二〇,一六〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一〇,〇〇〇
内地研究員旅費	一〇,八九〇	一八,九六六	一八,一〇一	六,〇六六
外国人留学生費	〇	一〇三,七九〇	七,六三〇	五,〇〇〇
沖繩留学生費	一一,五〇〇	三三,七〇七	二九,七五五	二一,一五五
小計	三三,一〇,四三三	二八,四四〇,〇〇〇	二,五九四,三三三	二,〇六三,六六六
育英及び学徒援護関係	八,一七,四六〇	六,四三三,九七二	五,四六六,八九七	四,五九八,四四四
国立学校職員共済組合負担金	二,八六,一九六	二,四七三,三三三	二,一五九,一九六	一,七九八,四六六
合 計	一五,〇三,五七二	一〇,三六四,九八八	八,一九六,八三三	七,四七九,一九六
文部省所管全予算	三三,〇七,〇三三	二九,五九六,〇三三	二四,〇六九,〇三三	二〇,七九八,一六六
一般会計総予算	二八,五〇,〇〇〇	二四,四六六,〇三三	一九,五三三,七三三	一五,九六六,七三三

◎国立学校運営費八カ年度百分比(総表)

区 分	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
人件的経費	五三・六%	五〇・六%	四七・三%	四三・四%	四〇・八%	三八・一%	三六・九%	三六・〇%
人件給手当	一・〇	一・一	一・二	一・二	一・一	一・一	一・一	一・一
旅費	一・〇	一・一	一・二	一・二	一・一	一・一	一・一	一・一
物件の経費	三三・六	三三・三	三三・四	三三・〇	三三・一	三三・一	三三・一	三三・一
校費	三・六	三・四	三・一	三・一	三・一	三・一	三・一	三・一
土地建物維持修繕及新営費	三・六	三・七	三・三	三・一	三・七	三・四	三・七	三・六

(本会報十二号以降に掲記した予算小観中の予算額と前表金額とにおいて相異なる点は掲記した後において補正予算が成立したものについて、次はそれを合算し掲記したことによるものである。)

次に国立学校運営費における八カ年度百分比を三十一年度より三十八年度に亘り人件的経費物件的経費を主体として組織別に示す。

医療関係費	八・九	八・五	九・一	八・八	八・九	八・六	八・七	八・二
その他	一・三	〇・八	〇・七	一・〇	〇・六	〇・六	〇・六	〇・七
特殊設備費	一・三	〇・八	〇・六	〇・八	〇・九	〇・九	〇・八	〇・九

◎各組織別運営費八カ年度百分比

(一) 大学学校分

区分	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
人件的経費	六・六三%	六・七七%	六・七%	六・五%	六・九%	七・七%	七・九%	七・八%
俸給手当	六・〇〇	六・〇〇	六・三三	六・三	六・七	六・九	七・六	七・五
旅費	一・三三	一・三三	一・四	一・三	一・二	一・二	一・三	一・三
物件的経費	三・九	三・六〇	三・五	三・二	三・四	三・四	三・三	三・三
校費	三・六	三・九七	三・四	三・五	三・七	三・二	三・〇	三・八
土地建物維持修繕及新営費	四・五	四・六三	四・一	三・七	四・七	四・二	四・三	四・五
その他	一・七	一・三三	〇・八	一・三	〇・七	〇・九	〇・八	〇・九

(二) 大学附属病院の分

区分	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
人件的経費	四・四	三・九	四・三	四・〇	四・一	四・五	四・〇	四・五
俸給手当	四・二	三・六三	四・〇	四・八	四・九	四・三	四・八	四・二
旅費	〇・五	一・元	〇・三	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二	〇・三
物件的経費	一・四	一・六	一・四〇	一・〇八	九二	八七	九六	一〇・二
校費	一・八	一・四	一・二六	九一	七八	七三	八〇	八・三
土地建物維持修繕及新営費	一・〇	一・四	一・四	一・七	一・三	一・四	一・六	一・八
医療関係費	四・二六	四・四	四・七	四・二	四・八	四・八	四・四	四・四

(三) 附置研究所の分

区分	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
人件的経費	三・六	四・九	四・七	四・八	四・三	四・五	五・〇	四・七
俸給手当	三・三	四・三	四・二	四・三	四・八	四・三	四・七	四・三
旅費	一・三	一・五	一・五	一・五	一・五	一・二	一・三	一・四
物件的経費	四・五	四・一	四・〇	四・五	四・七	三・六	三・〇	三・三
校費	四・七	四・六	四・一	四・八	四・〇	三・七	三・八	三・二
土地建物維持修繕及新営費	〇・天	〇・九	〇・九	〇・七	〇・七	〇・九	一・二	一・三
その他	二・六	一・〇	一・〇	一・二	〇・九	〇・九	〇・九	〇・七
特殊設備費	一・三	九・九	七・三	九・五	一〇・一	一〇・〇	一一・一	一一・一

前表によつて最近八カ年度間における国立学校運営費の推移を見ると総表における人件的経費は漸次比率の減少をきたし、物件費においては僅かながらも漸次比率が上昇を示している。このことは大学の数の少ない過去の時代において人件費物件費が平衡を保つておつたように、平衡を回復しつつある傾向と見ることができるのであるが比重が平衡でなくてはならないという確定した理由がある訳ではない。大学の数が少ない時代は人件費物件費の割合は半々の姿であつたことを考えまたその当時は研究費が不足で困るといつた声は比較的少なかつたということからして半々の姿が常道であることと見ることはあながち妥当を欠くものとも考えられない。試に特別会計制度下におかれた東京大学の昭和十年度經常歳出予算七百八十七万九千余円中人件的経費は四百三万四千余円で総額の五・一%に相当する東京大学が明治四十年帝国大学特別会計法によつて定額政府支出金制度におかれた当時の經常歳出予算百三十四万二千余円の中人件的経費は六十七万五千余円で歳出総額予算の五〇・三六%に相当しておりそれより以降の年度には多少の変化はあつたが大體人件費物件費の割合は半々の状態を保つておつた。特別会計廃止後においては人件的経費は漸次増大の一途を辿りその比率は総額の七〇%に及んでいる。以上説述したとおり平衡であるということは歴史的事実を基礎として考

察した意味である。大学における研究費がきわめて不足であつて眼まぐしく変転する学術研究を遂行するに支障を来しているという声が、大学新制度以来きびしく巷間につたえられるのは人の経費に即応する物の経費の割合が充分にとれていないことにあるのであらう。前々年度以来大学の拡張、学校の新設等によつて積算の基準が文部大蔵両当局の合意により樹立されたようであるので研究費についても相当増加の方向に進んでおることは大学業務に携わる人達には好ましい現象であると考えられる。基準を樹立した以上は新設の分野にのみ適用せず過去に設けられたものについても新基準を適用してすつきりした計算に整備することが望ましい、古いものはむしろ費用が多額に要することの多いのが実情である。積算基準を作つた以上は一步前進して法制化して確固不動な積算方式とすべきではなからうか、このことは教育研究大学財政上の安定性、恒久性の確保にきわめて重要な因子の一つであると考えられるのである。所管省と財務担当省との合意による基準でも運行上は支障ないことではあるけれども時々の情勢によつて動く可能性のある方法をとらずに法制化措置を講ずべきではなからうか。いろいろの要素を含んでおることであるから至難なことであらうが教育研究を進めるための基礎的事項であるから至難を超えて財政確保のための立制を要しよう。

法制化を考えるにしても歴史的事実と統計的事実の噛み合せによつてある種の基準法制化はできるであらうが、無限に生成発展する教育研究のためにあまり固定化した法制化は議論の生ずることでありきわめて困難なことであらうが一本筋道の通つたものとして担当者の独断や好みといったものに左右されないものを確立すべきは緊要なことであらう。昭和二十四年学制改革に際しても学校の財政については確固たる見通しもなく今日に至つた。中央教育審議会においても大学財政のことについては抽象的な答申をただけに過ぎないこのことは一体何ういうことであらうか。置き去りにされたように考えられるのは筆者ばかりではなからうか。大学財政の在り方については大学関係者の間においてもいろいろな意見が台頭してきている、むしろ研究をする者の間からの意見の方が多い現状である。大学運営に関する予算に関して前述してあるような形

態をとつて解説を試みたものであるが現今の大学の予算編成の方式は前各表に示したような形式はとつていないが実質的にはなんら異つておるものではない昭和三十七年度より各目明細書においてその表現が相当変化を来したことは前年度予算の解説に触れたところである。予算経理に直接携わるものでなく素人目にもある程度予算の構造に理解を得られるように本年度においても同様の方式によつて明細に記述されていることは漸次改善の道を辿つているものと考えられる。すなわち国立学校、附属病院、附置研究所の各組織を通じて管理に必要な経費、研究講義に必要な経費、特殊施設に必要な経費、学術研究に必要な経費、学生の厚生補導に必要な経費、設備ならびに施設に必要な経費、患者の診療に必要な経費、看護学校等に必要な経費、特別事業等に必要な経費といった事項に大分類しその内容としては予算科目を主軸として細分類を行つて編成内容を示すに至つた。多年話題になつておつた管理運営経費、教育研究的経費、事業的経費などに一応分類して従来の予算科目のみの表現に留まることなく目標毎に分類して基礎的な内容を示したことと見るべきであらうか。ここまで表現するならば大学学校別に区分公表して置くことは出来ないものであらうか一考を煩わしいものである。これら予算に計上された研究費、学生経費であつても凡て直接的経費としての研究教育活動の費用となつておるものではない。そのように明確な分類をすることは現在の状況下では実現に未だ程遠いものがある。昔日においては大学学校毎に分類もされておつたことではあるがそのようになるには結局予算積算の基準の確定にあるのではなからうか。研究費、学生経費の中にはいろいろな内容を包括して積算されておるものであつて教育研究に関連し、しかも重要な要素をなしている管理運営的経費も組込まれておるのであるから直接的に教育研究に使用されるべき部分が幾何であるかといふことは区分するのに困難なことであらう。予算積算上において明瞭にすることはさらに検討の上でないと不可能な事であらう。むしろ積算内容そのものよりも各大学が配当を受けて後、大学が自主的にその大学の実情や規模や慣行伝統などあらゆる事態を勘案して学内配当を適正に行う計画を樹て実施していくべきであるといふ立論も成り立つて

あろう。すなわち種々雑多な内容を包蔵している大学であるから一様にはならないしそれぞれ異つた見解を持つておると考えられる。が故に予算の編成は一率であつても支障ないのであるが執行についての大学相互の比較は困難であらう。長年月に亘り行つての実態調査の結果を俟ち実情と編成の合理化の一体を企図することが望ましいやがては極手をつかむことができるであらう。特に研究費の分析については至難なものがある。単に研究費といつて世間においては概念的には容易に理解されがちであるため研究費を細分するとかえつて難かしい説明を要することになる。研究という無限なことを助成するための金銭に関することは細分化すればする程混乱を招く結果になるであらうから凡てを包括した研究費といつた多年の慣行による方法がこれであるとする理由もあるであらう。いづれにしても現在のように永い間の習慣によつて予算の編成が行われておることも前に述べたように基準が確立不動にされない限り研究費の過不足とかいう予算のことは論議の課題であらう。

これらの改善方法については年々とりおこなわれているが、すつきりしたことになるためには長い年月をかけての調査検討を要することである。時々の単なる思付や独断でなさるべきものではない、要は現在研究費の絶対額が未だ充分でないという一語につきることにほかならない。翻つて使用する方の側の研究者からは予算の仕組みどおりの額を使用させてもらいたい、そのように使用させないのは不都合であるという議論が相変らず行われている。このことは純研究費の姿が明瞭を欠く点がとにかく物議の種となつてゐることも一要因であるといえる。

昭和の初期においては大学の数も、研究所の数もまた附属病院の数も現在と比較すると少なく、学問研究に従事する教官も金のことについては関心はあつたであらうが、いふなれば大学総長や学部長に委せきり、表立つてあまり論議することはなかつた。これは当時大学、学校共特別会計法のもとに運営されておつて一般会計の影響は殊更に起らない状況で大学の自主性が可成はつきりしていた上に、いわゆる人件的経費と物件的経費がある程度平衡を保つていたことでもあり、研究についても個人的研究が重視されておつたためではなからうか、今日のように総

合研究とか共同研究とかの協力態勢が強化されてきたために研究に従事する人達が予算に目覚めたと見ることも議論と関心が多くなつたと見てもいい過ぎにはなるまい。逐年予算を増加するための改善方策はとられてはいるが満足すべき情態を生むまでには相当の年月を要するであらう。財政的に恵まれた環境のもとに研究に従事することのできる時代の早急に来ることを望んでおるのは研究者ばかりではない。科学の振興の波に乗つて理工系における拡充発展はぐんぐん進んでおるが大学全体を考慮し人文系統に対する研究費の強化と水準の引上げを図ることをおろそかにすべきではない、均等でなくとも平衡を失わぬよう配慮し抜本的改善を加えることも大学管理運営上極めて重要なことと信ずるものである。

付 大学学校病院関係歳入予算について

昭和三十八年度文部省主管歳入予算中国立学校、大学附属病院、附置研究所などに関係するものはおおむね次表のとおりである。国立大学などの三十八年度歳出予算額九百二十一億七千九百七十四万四千円のうち自体歳入予算額百七十二億六千三百三十七万七千円の差額七百四十九億六千三百四十三万七千円は政府支出金によるものであつて歳出予算のおよそ一八・六七%が収入支弁に相当している。

◎国立大学、学校関係歳入予算表

区 分	38年度予算 千円	備 考
授業および入学検定料など	二、七七、三三七	昭和三十八年度入学生より授業料の値上げを行つた
寄 宿 料	四、一八三	学生寄宿全寮費収入
病 院 収 入	三、八五、四〇六	大学附属病院の収入
受託調査試験及び役務収入	二〇、四三三	受託研究のための収入
国有財産利用収入など	一四、五五五	国有財産貸付、使用収入など特許権実施収入
物 品 売 払 収 入	八、一八一	製品、刊行物、廃品の収入
用途指定寄付金収入	三六、五〇〇	用途指定費の寄付金
合 計	一七、三六、三〇七	

最近八カ年度における国立大学、学校関係歳入予算を参考のため次に掲記す。

区分	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
授業および入学検定料など	二,七七,七五七	二,三二七,二六六	二,一〇六,〇六一	二,〇一九,三三六	二,一〇五,四六七	一,九二〇,三三三	一,二〇七,五六一	一,六四四,四三三
寄宿料	四,一八三	四,〇九一	四,〇七〇	四,〇七〇	四,〇三六	四,〇三六	四,〇三六	三九,三六六
病院収入	二,八五五,四四六	二,四四四,九六六	九,九二〇,四三〇	七,〇五五,三三三	六,九四四,六一三	六,〇三六,三三三	五,五三二,七六八	五,〇八九,七三二
受託調査試験及び役務収入	三〇〇,四四三	一六,四四九	一〇四,三七八	九,〇〇四	七,三三三	四,〇〇〇	四三,三五六	四三,三五六
国有財産利用収入など	一四〇,三三三	一三,九三三	一三三,〇〇九	一七,七三三	九,九三三	六,〇〇〇	七,七三三	五,五五六
物品売払収入	八六,七六一	七,七三三	六,〇〇〇	五,五五六	四六,八〇六	五,九三三	六,二七三	七,五五六
用途指定寄付金収入	三六,〇〇〇	六,五〇〇	六,七三三	二,三三三	二,三三三	六〇	六,二七三	七,五五六
合計	一七,三六,三〇七	一五,七三,六四六	一三,四四,〇三三	九,九二,四四六	九,六六,三三〇	八,六四,六〇〇	八,〇九,九四〇	七,六三,六三〇

◎大学学部学校病院研究所等数表(38年度)

区分	根拠条文	人文科学系	自然科学系	文理系	教員養成系	学校	教育施設	病院	研究施設	研究所	総数
国立学校設置法によるもの(昭和二四、法律第一五〇号)											
大学	二章の一三條一項	三									三
学部	三條一項	六									二四
専攻科	学校教育法五七條	六									二七
別科	同右	二									二七
大学院	三條の二	三									三
短期大学	昭二八、政令五一号	三									九
併立	三條の三	三									六
独立	一項	二									五
併設	二項	三									三
高等専門学校	二章の二七條の二										八
高等専攻科	三章八條										元
附属学校	二條二項										二七
小学校	施行令一條一、二項										五
中学校	同右										六
高等学校	施行令一條一、二、三項										六
幼稚園	施行令一條一、二項										六
盲聾学校	同右										六
養護学校	同右										七

昭和37年度決算

三、会計報告

昭和37年度 {自 昭和37年4月1日 至 昭和38年3月31日} 決算

国立大学協会

科 目	予算現額	改訂予算額	決算額	改訂予算額と決算額との比較	摘 要
	円	円	円	円	
歳入の部	4,240,000	4,240,000	4,232,456△	7,544	
1. 会費	3,309,000	3,309,000	3,309,000	0	当初会費2,482千円 追加会費827千円 } 合計3,309千円
2. 預金利子	40,000	40,000	32,297△	7,703	
3. 前年度繰越額	891,000	891,000	891,159	159	
歳出の部	4,240,000	4,240,000	3,911,091	328,909	
A 事業費	1,744,750	2,314,750	2,216,336	98,414	
1. 総会費	400,000	750,000	736,496	13,504	予備費より流用増35万円 第24, 25, 26, 27, 28回(5回)総会費合計
2. 役員会費	24,750	44,750	29,208	15,542	予備費より流用増2万円
3. 委員会費	200,000	300,000	266,374	33,626	予備費より流用増10万円
4. 会報発行費	120,000	70,000	51,000	19,000	予備費へ流用減5万円
5. 調査研究費	1,000,000	1,150,000	1,133,258	16,742	予備費より流用増15万円
B 事務費	1,540,000	1,620,000	1,408,815	211,185	
1. 諸給与	900,000	910,000	901,605	8,395	備品費より流用増1万円
2. 備品費	140,000	130,000	61,500	68,500	諸給与へ流用減1万円
3. 借用料	40,000	80,000	68,550	11,450	予備費より流用増4万円
4. 消耗品費	50,000	60,000	46,705	13,295	予備費より流用増1万円
5. 印刷費	290,000	290,000	209,005	80,995	
6. 通信費	60,000	90,000	84,715	5,285	予備費より流用増3万円
7. 旅費	35,000	35,000	18,230	16,770	
8. 庁用諸費	25,000	25,000	18,505	6,495	
C 予備費	955,250	305,250	285,940	19,310	総会費へ35万円, 借用料へ4万円 役員会費へ2万円, 消耗品費へ1万円 委員会費へ10万円, 通信費へ3万円 調査研究費へ15万円, 計70万円流用減 会報発行費より流用増5万円 差引65万円流用減
	0	0	321,365	321,365	

財 産 目 録

昭和38年3月31日 現在

1. 資金現在額		
普通預金		321,365円
2. 備品台帳総計額		
公印、書庫、書棚、謄写版、名票、石油コンロ、窓日除、 書籍、書類整理箱、東芝セーム謄写機等、	30点	125,580円

昭和38年度

昭和38年度 {自 昭和38年4月1日} 予算案
 {至 昭和39年3月31日}

国立大学協会

科 目	金 額	摘 要
歳 入 の 部	6,999,000円	
1. 会 費	6,618,000	72 大学合計額 (各大学は昭和37年度支出会費の倍額)
2. 預 金 利 子	60,000	
3. 前年度繰越額	321,000	
歳 出 の 部	6,999,000	
A 事 業 費	3,699,500	
1. 総 会 費	800,000	1回40万円 (懇親会、弁当茶菓など) 年 2回分
2. 運営協議会費	1,200,000	運営協議会に要する会議費、諸手当等を含む
3. 役員会費	49,500	役員など33人 1人500円 1回16,500円 年 3回分
4. 委員会費	500,000	委員など20人 1人500円 1回10,000円 年 50回分
5. 会報発行費	150,000	1回75,000円 (550部) 年 2回分
6. 調査研究費	1,000,000	委員会等調査及び研究に要する費用 (手当、車代、旅費等)
B 事 務 費	2,170,000	
1. 諸 給 与	1,600,000	給料、賞与、昇給等を含む (職員4人内2人増員。1人年額平均40万円)
2. 備 品 費	120,000	邦文タイプライター、ストーブ、椅子購入
3. 借 用 料	80,000	総会場等借用 (ワイヤレスマイク使用などを含む)
4. 消 耗 品 費	50,000	
5. 印 刷 費	100,000	会報以外の諸印刷
6. 通 信 費	100,000	郵便、電信、電話料等
7. 旅 費	70,000	都内出張を含む
8. 庁 用 諸 費	50,000	ストーブ燃料、図書、新聞、修繕、茶など
C 予 備 費	1,129,500	大部分翌年度に繰越して、年度当初の費用、退職積立、保険金等に充当する

四、彙報

1 国立大学協会会則

第一章 総則

第一条 本会は、国立大学協会と称する。

第二条 本会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行なう。

- 一 国立大学の振興につき必要な調査研究
- 二 教授及び研究上における大学相互の協力援助に関する事項
- 三 その他本会の目的達成に必要な事項

第四条 本会の事務所は、東京都東京大学構内に置く。

第二章 会員

第五条 本会は、国立大学を会員として組織する。

第三章 役員

第六条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|-------|-----------------|
| 一 会長 | 一人 |
| 二 副会長 | 二人 |
| 三 理事 | 二十一人（会長、副会長を含む） |
| 四 監事 | 二人 |

第七条 理事および監事は、総会で会員の互選により定める。

2 会長および副会長は、理事の互選により定める。

第八条 役員の仕事は次のように定める。

- 一 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 三 理事は、理事会を組織し、本会運営に関する事項を処理する。
- 四 監事は、会計を監査する。

第九条 役員の仕事は二年とする。但し、再選することができる。

2 補欠によつて就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第四章 会議

第十条 本会の会議は、総会および理事会とする。

2 総会および理事会は、それぞれの総員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 議事はすべて出席者の過半数で定める。

第十一条 総会は、毎年一回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときまたは会員十名以上から要求があつたときは、会長は、臨時に総会を招集することができる。

2 会長は、総会の議長となる。

第十二条 理事会は毎年二回以上会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となる。

第十三条 特別の事項を調査研究するため必要があるときは、会長は、理事会の議を経て、特別委員会を設けることができる。

第四章の二 大学運営協議会

第十三条の二 本会に大学運営協議会を置く。

2 大学運営協議会の組織及び運営については、別に定める。

第五章 会計

第十四条 本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日
で終る。

第六章 雑則

第十六条 この会則の改正は、総会の議を経なければならぬ。

第十七条 本会の庶務を処理するため、理事会の議を経て必要な職員を置くことができる。

附則

第十八条 この会則は、昭和二十五年七月十三日から施行する。

附則

この改正は、昭和三十八年二月二十八日から施行する。

2 大学運営協議会規程

国立大学の管理運営は、本来、大学自治の原則に基づき、各大学自らの責任において行なわれるべきものである。しかし、大学が内外の複雑困難な条件のもとで多様な問題に当面しているとき、大学の管理運営をさらに適切ならしめ、大学に課せられた使命をよりよく達成をるために、すべての国立大学が共同連帯の意識をもつて相互に協力すること、大学の社会的責任を果たす途であり、また、大学の自治を真に活かすゆえんである。この趣旨に基づき、国立大学協会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力を一層促進し、大学の管理運営について有効適切な方策を講ずるための組織として、ここに大学運営協議会を設置する。

大学運営協議会は、すべての国立大学の自主的な協力を基礎とし、各大学の自治を充分に尊重して運営されなければならない。

大学運営協議会の活動を円滑有効にするためには、各大学があらゆる適当な方法、とくにそれぞれの地域における連絡・協議等によつて、常に相互の協力を努めることが望ましい。大学運営協議会の任務は、このような大学の協力を前提として達成されるものである。

(協議会)

第一条 国立大学協会会則第十三条の二に規定する大学運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営については、この規程の定めるところによる。

(任務)

第二条 協議会は、左の事項を任務とする。

- 一 国立大学の管理運営の改善に寄与すること。
- 二 国立大学にその内部では解決することの困難な問題が生じた場合に、その大学の自主的な解決に助力すること。

(管理運営の改善)

第三条 協議会は、国立大学の管理運営の改善に寄与するため、左の事項を行なう。

- 一 大学の管理運営に関する内外の資料を収集し、これを整理するこ

と。

二 国立大学の管理運営の改善に資するための方策を研究すること。

2 前項の資料及び方策は、国立大学が自主的に管理運営の改善を行なうための参考に供する。

3 協議会は、必要があるときは、国立大学の管理運営に関して、ひろく各方面の意見をきき又は各方面に意見を述べることができ。

(問題解決の助力)

第四条 協議会は、国立大学にその内部では解決することの困難な問題が生じたときは、その大学による自主的な解決を促進するために有効かつ適切とみとめられる助言その他の方法を講ずることによつてその解決に助力する。

2 協議会は、実情を明らかにするため必要があるときは、関係者から事情をきき又は報告を求めることができる。

3 協議会は、必要があると認めるときは、助力の経過を国立大学協会の総会に報告し、その意見をきくことができる。

(助力の趣旨)

第五条 協議会が前条の助力を行なうにあつては、前文の精神にしたがい、当該大学の自主性を充分に尊重することを要し、いやしくもその自治を侵害するようなことがあつてはならない。

(助力の開始)

第六条 第四条の助力は、当該大学の正規の手續を経た学長の申出に基づいて行なう。

2 前項による場合のほか、協議会は、前文及び前条の精神に基づき、事態を慎重に考慮した上、とくに必要があると認めるときは、第四条の助力を行なうことができる。

(協議会の委員)

第七条 協議会は、左の委員で構成する。

- 一 国立大学協会の会長及び副会長
- 二 常置の特別委員会の委員長
- 三、各地区の国立大学によつて互選された大学の学長

- 2 国立大学協会長たる委員は、協議会の委員長となる。
- 3 第一項第三号の地区別及び各地区の定員は、別表に定めるところによる。
- 4 第一項第三号に規定する委員については、左の例による。

一 任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

二 委員が任期中に当該大学の学長でなくなつたときは、その後任の学長が委員となる。

三 同一の大学の学長は、引き続き委員となることができない。ただし、補欠の委員であつた場合は、この限りでない。

(臨時委員及び専門委員)

第八条 協議会は、臨時委員又は専門委員を置くことができる。

2 臨時委員は、国立大学の学長又は教員の中から選任する。臨時委員は、前条に規定する委員と同一の権限を有する。

3 専門委員は、国立大学の教職員の中から選任する。

(小委員会)

第九条 協議会は、特定の事項を処理するため必要があるときは、小委員会を設けることができる。

(委員の職務の辞退)

第十条 第二条第二号に規定する任務に関しては、利害関係を有する委員は、職務を行なうことを辞退しなければならない。

(実施に関する細則)

第十一条 この規程の実施に関し必要な事項は、協議会の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和三十八年二月二十八日から施行する。

別表

地区別	所屬国立大学名	定員
北海道	北海道大学、北海道学芸大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、秋田大学、山形大学、福島大学	一
関東	茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京教育大学、東京工業大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、東京医科歯科大学、東京水産大学、東京商船大学、横浜国立大学、新潟大学、山梨大学、信州大学	二
中部	富山大学、金沢大学、福井大学、岐阜大学、静岡大学、名古屋大学、愛知学芸大学、名古屋工業大学、三重大学	一
近畿	滋賀大学、京都学芸大学、京都大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪学芸大学、大阪外国語大学、神戸大学、神戸商船大学、奈良学芸大学、奈良女子大学、和歌山大学	一
中国	鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学	一
九州	福岡学芸大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学	一

○了解事項

大学運営協議会規程第四条第一項の「助言その他の方法」は、助言を超える強力な活動を行なう趣旨ではない。

3 国立大学協会役員一覧表

(昭和三十八年四月現在)

会長(理事)	茅 誠	大
副会長()	平 沢 興	大
副会長()	本 田 弘	大
副会長()	杉 野 目 晴	大
副会長()	黒 川 利 雄	大
理事	渡 辺 万 次 郎	大
	伊 藤 辰 治	大
	大 山 義 年	大
	黒 沢 清	大
	三 輪 知 雄	大
	高 坂 正 顕	大
	石 橋 雅 義	大
	四 方 博	大
	松 坂 佐 一	大
	赤 堀 四 郎	大
	小 牧 実 繁	大
	皇 至 道	大
	三 浦 百 重	大
	香 川 冬 夫	大
	遠 城 寺 宗 徳	大
	福 田 得 志	大
	高 橋 泰 蔵	大
	福 田 敬 太 郎	大

4 各常置委員一覧表

(順不同)

○第一常置委員会(大学の組織、制度に関する問題)

監事	福 田 敬 太 郎	大
"	高 橋 泰 蔵	大
"	福 田 得 志	大
"	遠 城 寺 宗 徳	大
"	香 川 冬 夫	大
"	三 浦 百 重	大
"	皇 至 道	大
"	小 牧 実 繁	大
"	赤 堀 四 郎	大
"	松 坂 佐 一	大
"	四 方 博	大
"	石 橋 雅 義	大
"	高 坂 正 顕	大
"	三 輪 知 雄	大
"	黒 沢 清	大
"	大 山 義 年	大
"	伊 藤 辰 治	大
"	渡 辺 万 次 郎	大
"	黒 川 利 雄	大
"	杉 野 目 晴	大
"	本 田 弘	大
"	平 沢 興	大
"	茅 誠	大

委員長

○第二常置委員会(学科課程、入学試験などに関する問題)

委員長	福 田 敬 太 郎	大
委員	石 橋 雅 義	大
	大 山 義 年	大
	三 村 一	大
	福 田 邦 三	大
	久 米 又 三	大
	野 村 武 衛	大
	香 川 冬 夫	大
	市 川 禎 治	大
	今 中 次 郎	大
	渡 辺 万 次 郎	大
	篠 崎 平 馬	大
	加 茂 儀 一	大
	樋 口 盛 一	大
	後 藤 清	大
委員長	黒 川 利 雄	大
委員	藤 岡 由 夫	大
	長 谷 川 秀 治	大
	伊 藤 辰 治	大
	小 川 芳 男	大
	久 保 佐 土 美	大
	大 倉 三 郎	大
	谷 川 久 治	大
	甲 斐 三 郎	大
	黒 沢 清	大
	皇 至 道	大

○第三常置委員会(学生の補導に関する問題)

委員長	都 崎 雅 之 助	大
委員	児 玉 桂 三	大

〇第四常置委員会(学生の厚生に関する問題)

委員長 遠城寺 宗徳(九州大)

委員 三輪 知雄(東京教育大)

井上 吉之(東京農工大)

森 沢 三郎(大阪外国語大)

妻木 徳一(九州工業大)

三浦 百重(鳥取大)

大坪 喜久太郎(室蘭工大)

〇第五常置委員会(大学間の協力に関する問題)

委員長 赤塚 新一郎(大阪大)

委員 小塚 新一郎(東京芸術大)

佐藤 知雄(名古屋工大)

落合 太郎(奈良女子大)

渡辺 寧(静岡大)

服部 静夫(岡山山通信大)

山本 勇(電気通信大)

四方 博(岐阜大)

〇第六常置委員会(大学財政に関する問題)

委員長 杉野 目晴貞(北海道大)

委員 山極 三郎(帯広畜産大)

小牧 実繁(滋賀大)

服部 英太郎(福島大)

高橋 泰蔵(一橋大)

〇第七常置委員会(教員養成に関する問題)

委員長 高坂 正顕(東京学芸大)

委員 北川 久五郎(大阪学芸大)

三井 透(北海道学芸大)

野尻 重雄(京都学芸大)

佐藤 匡玄(愛知学芸大)

稲荷山 資生(奈良学芸大)

玖村 敏雄(福岡学芸大)

草場 勇(大分大)

〇第七常置委員会(教員養成に関する問題)

委員長 高坂 正顕(東京学芸大)

委員 北川 久五郎(大阪学芸大)

三井 透(北海道学芸大)

野尻 重雄(京都学芸大)

佐藤 匡玄(愛知学芸大)

稲荷山 資生(奈良学芸大)

玖村 敏雄(福岡学芸大)

草場 勇(大分大)

5 大学運営協議会委員表

委員長	会長	東京大学長	茅沢 誠司
副会長	京都大学長	平田 弘人	興
第一常置委員長	熊本大学長	本田 敬太郎	人
第二	神戸大学長	福田 敬太郎	郎
第三	東北大学長	黒川 利雄	雄
第四	茨城大学長	都崎 雅之助	助
第五	九州大学長	遠城寺 宗徳	徳
第六	大阪大学長	赤堀 四郎	郎
第七	北海道大学長	杉野 目晴貞	貞
北海道・東北地区	東京学芸大学長	高坂 正顕	顕
	小樽商科大学長	加茂 儀一	一

關東・甲信越地区	埼玉大学長	藤岡由夫
中部地区	電氣通信大学長	山本勇
近畿地区	三重大学長	野村武衛
中・四国地区	滋賀大学長	小牧実繁
九州地区	徳島大学長	児玉桂三
	鹿児島大学長	福田得志

6 大学運営協議会小委員会(細則起草)委員・専門委員表

委員長	埼玉大学長	藤岡由夫
委員	東京大学長	茅誠司
	京都大学長	平沢弘興
	熊本大学長	本田敬人
	神戸大学長	福田敬太郎
	大阪大学長	赤堀四郎
	徳島大学長	児玉桂三
専門委員	東京大学法学部教授	伊藤正己
	東京大学経済学部教授	大内藤正
	一橋大学法学部教授	蓼沼謙一
	埼玉大学文学部教授	栗屋謙一

7 大学運営協議会(問題点選定)専門委員表

専門委員	東京大学教授	伊藤正己
	一橋大学教授	大内藤正
	埼玉大学教授	蓼沼謙一
	東京学芸大学助教授	栗屋謙一
		野田福雄

8 組織整備特別委員会委員表

委員長	北海道・東北地区	北海道大学長	杉野目晴貞
委員	関東・甲信越地区	一橋大学長	高橋泰藏
	中部地区	福井大学長	長谷川万吉
	近畿地区	神戸大学長	福田敬太郎
	中・四国地区	鳥取大学長	三浦百重
	九州地区	九州大学長	遠城寺宗徳
委員長	横浜国立大学長	黒沢清	
委員	東京大学長	茅誠司	
	京都大学長	平沢弘興	
	熊本大学長	本田弘人	

9 大学運営協議会準備委員会委員表

委員長	会長	茅誠司
副委員長	副会長	平沢弘興
委員	北海道学芸大学長	森戸辰男
	東北	黒川利雄
	埼玉	藤岡由夫
	東京工業	大岡山
	東京学芸	高坂正顕
	名古屋	松坂佐一
	大阪	赤堀四郎
	愛媛	香川冬夫
	熊本	本田弘人

(昭和三十八年三月まで)

決の要望書を次の一種作成(後掲)

D 大学院課程増設に関する要望について
右の要望書四種(A・B・C・D)を次の通り提出した。

なお、昭和三十七年十一月二十六日には雨天であつたが、茅会長、杉野目第六常置委員長、赤堀第五常置委員長、高橋監事が同行され、田中大蔵大臣、政務調査会長賀屋興宣、衆議院文教委員長床次徳二の三氏を訪問され、直接懇談説明の上、要望書を提出した。

要望書提出先

要望書の種別

文部大臣	荒木	万寿夫	A	B	C	D
事務次官	内藤	誉三郎	A	B	C	D
政務次官	田中	啓一	A	B	C	D
大学学術局長	小林	行雄	A	B	C	D
官房長	宮地	茂	A	C		
人事課長	安達	健二	A	C		
會計課長	安島	弥	A	B	C	
学生課長	笠木	三郎			C	
管理局長	杉江	清			B	
教育施設部長	田中	徳治			B	
大蔵大臣	田中	角栄			B	
政務次官	竹内	俊吉			B	
事務次官	原田	憲吉			B	
主計局長	石原	周夫			B	
主計局次長	石野	信一			B	
主計官	谷村	裕三			B	
人事院総裁	谷川	寛三			B	
事務総長	佐藤	達夫			C	
人事官	吉岡	一夫			C	
人事官	佐藤	恵典			C	
人事官	神田	正雄			C	
人事官	滝本	忠男			C	
総与局長	滝本	忠男	A			

政務調査会長 賀屋興宣 A B C D
衆議院文教委員長 床次徳二 A B C D

要望書

国立大学協会は、昭和三十七年六月二十二日第二十四回總會を開き、国立大学の当面する諸問題について討議しましたが、同總會の決議に基づき、次の事項の実現方について要望します。

記

大学教官の待遇改善について

国立大学の教官の改善については、関係方面の配慮にもかかわらず、未だ根本的な解決を見るに至らないことは、誠に遺憾であり、われわれ大学管理の任にあるものとして憂慮に堪えないところである。

およそ一国の成長繁栄は、自然および人文科学の研究教育並びにその基盤の上に培われた総合成果に負うところが極めて大きいことは今更いうまでもない。学問の基礎研究特に科学技術教育の重要性に鑑み、米、英、ソ連、中国等においては強力な振興策が採られ、これを達成する緊急な施策の一つとして学術の研究教育を担当する大学教官の待遇を高水準に格付けしていることは周知のとおりである。これは勿論大学教官の職務の複雑困難および責任の度が他の職種に比し極めて特異であり且つ高いことによることであるが、根本的には研究教育の成果は、これにたずさわる人の資質と創意と努力にかかつていることよりして、大学の研究教育部門の秀れた適材を確保せんがためであることはいうまでもない。

しかるにこれら学問の研究に多年の伝統を有する欧米諸国や殊に最近それを凌駕しつつあるソ連などと比較して、わが国の大学教官の待遇が格段に低いことは周知の事実であり、わが国だけの観点からしても、戦前に比してその相対的水準は甚だしく低下し、戦前ほぼ同水準にあつた司法官との比較においても著しい格差が生じておる。さらに民間会社の技術者研究者の実質賃金は、同年度の大学教官に比して甚だしいアンパランスを示し且つ勤務年数と共にその格差が極端に及ぶことは常識となつてゐる。

他面、大学教官の職務は戦前に比し著しく加重されていることが注目される。たとえば大学院制度の確立に伴い、修士課程二年、博士課程三年の学生教育指導の加重などがそれである。加えて学問の急速な進歩発展と共に講義の種類および内容が膨張し、研究面においても膨大な文献の参照と活発な研究活動、研究指導のため、不断の努力と継続的な時間とが必要とされるに至っている。大学教官がこの職務を充分に遂行することが、学術の基礎の育成と水準の高揚にとつて絶対的な要請であるが、現状のような殆んど生活給に近い給与をもつては、水準の維持を望むことすら困難であり、その低い待遇を補うために研究に向けるべき時間と労力が限度を越えて消費され、極度の多忙のために優秀な人材がその才能をむしばまれる例が少なくない。他方給与の赤字補てんの機会の少ない地方にあつては、大学教官の地位は才能ある研究者にとつてもはや魅力を失いつつあることも周知のとおりである。

大学教官の待遇改善の強く且つ緊急を要することは以上のとおりである。具体的には少くともまず司法官に相当する待遇に改めるべきであると考え。特別職としての司法官の給与が、その職務に専念しうる限度とするならば、大学教官の給与がそれ以下であつては到底その職務を充分に遂行し得ないであろう。特に学術の発展が国の将来を致命的に支配することがいよいよ明らかとなつた今日、そしてそのためには大学が有能な人材を集めてその能力を充分に發揮し得る体制にあるか否かによることが如何に大きいかを思うとき、大学教官の待遇改善こそは最も緊急にして何よりも優先すべきである。

よつて、大学教官の待遇改善に関し、早急に抜本的な対策を講ぜられんことを重ねて茲に強く要望する。

昭和三十七年 月 日

国立大学協会長 茅 誠 司
殿

要 望 書

国立大学協会は、昭和三十七年六月二十二日第二十四回総会を開き、

国立大学の当面する諸問題について討議しましたが、同総会の決議に俟つき、特に次の四項目については、問題の緊急かつ重要性に鑑み、その実現方について強く要望します。

記

一、国立文教施設整備費の増額について

国立大学における施設の整備は緊急に解決を要する重要な課題であるため、本協会としても、さきに文部省において詳細な実態調査に基づいて樹てた国立文教施設整備五カ年計画の完全実施について強く要望して来たのであるが、初年度の昭和三十六年度においては、目標額二三〇億円に対し僅かに七二億円が認められたに過ぎず、昭和三十七年度においては、特に配慮されたにもかかわらず目標額二二七億円に対し一三一億円であつて、所要経費総額九一七億円に対しいまだ僅かにその二二%に当る二〇三億円が認められたに過ぎない。これでは予定計画五カ年完了は思いも及ばぬことであり、科学技術振興に伴い新たに増募する学生の教育は勿論、現在施設不備のため阻害されている研究と教育の完成が不可能となることは必定である。

よつて、昭和三十八年度予算においては、所要計画額を是非共計上し施設整備五カ年計画が完全に実施できるよう特別の考慮を払われるよう要望する。

なお、右の五カ年計画実施に際しては、戦後今日まで行なうべくして行き届かなかつた図書館ならびに教室以外における教官と学生或は学生相互の接触を通しての人間教育・課外教育の場としての学生会館、寄宿舎等の整備についても、これ以上遷延することは許されないまでにその必要が痛感されている。このことは学園にふさわしい教育環境を造成するための構内道路、校庭等の屋外施設の整備と相まつて、是非とも至急実施できるよう措置されんことを併せて強く要望する。

二、教官研究費の増額について

教官研究費の増額については、既にたびたび要望して来たところであるが、関係当局の配慮にもかかわらず、いまだ目標には程遠い状態

である。昭和三十三年度において教官研究費を戦前相当額に引上げるため、文部省において当時の教官研究費予算総額三五億円を三倍強の一〇億円とする目標を樹て、これが達成を期したのであるが、昭和三十三年度において五億円、三十四年度三十五年度においてそれぞれ一〇億円、三十六年度において一二億円、三十七年度においては一一億円の増額が認められたに過ぎず、目標額に達するまでにはなお約四〇億円の増額を必要とする現状である。

当初計画後既に五カ年を経過しているにもかかわらず、その実現がこのように遷延されていることは、研究教育の推進を甚だしく阻害し、ひいては學術の基礎の育成と水準の高揚を図ることは非常に困難である。かかる実情に鑑み昭和三十八年度においては、是非とも所要予算額約四〇億円を増額し、とりあえず当初の目標を完了するよう措置されんことを重ねてここに強く要望する。

三、学生経費の増額について

学生経費は、国立大学の運営に要する物件費のうち教官研究費・一般管理費と並んで三本柱の一つをなすものであるが、学生経費の単価が極端に低いために、やむを得ずくない教官研究費の相当部分をさして学生経費に当てざるを得ない実情である。

かくの如く、国立大学における学生経費が不足のために学生の一般教育、専門課程における実験、演習、実習に支障を生じ卒業者の質の低下をきたすことはあきらかである。

よつて、昭和三十八年度予算においては、かかる実情に直面していることをも勘案し所要実績に鑑みさし当り学生経費の単価を文科系五万円理科系十万円に増強することを要望する。

四、大学図書館維持費の増額について

大学図書館は、大学における研究並びに教育活動の重要な基礎的施設であり、教官にとつては研究と調査、学生にとつては学修と教養の場である。従つて研究室並びに教室の延長又はその一部としての使命が充分に発揮されることが要求される、特に新教育制度においては、学習した知識を身につけさせるため、教室の内外を問わず一週三時間

十五週の勉学をもつて一単位とし学士課程修了資格判定の基準と定めているのであるが、そのためにはあくまでも講義と関連した学問を自ら勉強する機会を多く持たさねばならない。この意味において最も重要なものは図書館であり、その充実なしには十分な効果を期待し得ないのである。

もとより、大学図書館の充実強化は、その機構を整理し運営を円滑にすることが重要な条件であるが、その推進力となるものは図書館維持費であり、その増額こそ何よりも優先すべき緊要事である。

しかるに、現状を見るに、大学における図書館の維持費は、図書カード、タイプ原紙等の予算積算はあるが甚だ僅少なものであり、最も大きな比率を占める図書購入費、製本費等の維持費は勿論、図書目録の編纂等図書館の最も必要とする特殊経費は、大学予算の差しくりで賄われており、既定予算の約十倍を支出している実情である。このように図書館の維持費が学内予算の差しくりで賄われている限り、計画的な運営は到底不可能であつて、図書館本来の使命を十分に発揮することは困難である。よつて速かに図書館維持費の予算を確立してその増強対策を講ぜられんことを切に要望する。

昭和三十七年 月 日

国立大学協会会長 茅 誠 司
殿

要 望 書

国立大学協会は、昭和三十七年六月二十二日第二十四回総会を開き、国立大学の当面する諸問題について討議しましたが、同総会の決議に基づき、次の事項の実現方について要望します。

記

大学保健管理の強化について

学校保健の目的は、学校保健法第一条に示されているとおり、学生および職員の健康増進を図り、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することにある。

教育基本法第一条には、教育は人格の完成をめざし心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないとある。従つて学校の保健管理がきわめて重大な学校の教育作用のひとつであることは明白である。修学途上の学生が健康を害し、病にたおれることはその人のために惜しまれるばかりでなく、国家社会にとつても、有為な人材が失われ、教育のために投じられた多額の費用が有効に使われなかつたことになる。しかも、健康管理に要する費用は、これらの場合に失われる費用にくらべればきわめて少額にすぎない。このことは、学生の健康管理が教育上必要なことであるばかりでなく、国家社会の重大な利益を確保するために、教育行政上深く、配慮すべき問題であることを意味している。また学校全体の保健管理を完全にするためには、学生のみならず教職員の保健管理もゆるがせにすべきではない。大学には国家的に極めて重要な多数の優秀な教職員を有している。そのため、これらの教職員の保健管理もまた重視しなければならないのは当然である。人事院規則一〇―四によつても大学の教職員についての保健管理は強力にこれを行わねばならないことになつてゐる。しかるに、従来大学における保健管理業務は一般に軽視されて来た傾向にあり、近代社会の健康重視の通念にも反し、極めて低調であることは甚だ遺憾である。大学管理の責に任ずるものとして学生、教職員の保健管理の重要性とその実情にかんがみ、差当り次の事項の実現を強く要望する。

一、各大学に少くとも一名の常勤学医を任命するのを原則とすること。
学校保健法第十六条には学校には学校医をおくことになつてゐるが、専任の医師のおかれてゐる大学は極めて少ない。大学は通常その規模が大きく、管理すべき対象は甚だ多数であり、かつ保健管理の効果を十分發揮するためには、学生および教職員の健康診断等において発見された疾病異常者をその後、常時管理する必要がある。従つて大学の学医は、常勤でなければならない。

二、各大学に独立的な保健管理所（仮称）を設置すること。
学校保健法第十九条に学校には保健室を設け、学生、生徒および教職員の保健管理を行なうことになつてゐる。大学の常勤専門学医の職

務は広大な範囲にわたるので、その業務を円滑に完遂するためには、早急に充実した独立的な保健管理所（仮称）を設置する必要がある
昭和三十七年 月 日
国立大学協会会長 茅 誠 司

殿

大学院課程増設に関する要望について

国立大学協会は昭和三十七年十一月十五、十六日の両日、第二十六回総会を開催し、大学院課程増設の問題について慎重に審議した結果全会一致をもつて左記の通り決議いたしましたので右実現方について何分の御配慮をお願いいたします。

要 望 書

大学教育の規模が拡大されるとともに、大学における教育の目的は、単に専門教育を授けるにとどまらず、豊かな教養を身につけた社会人を養成することにあることが、強く要望されるに至つた。従つて各大学とも相當の時間を一般教育に当てなければならなくなつてゐる。他方学術文化の発展に伴う必然的な結果としても、四年間の学士課程のみでは充分な専門教育を行なうことが困難になりつつある。従つてさらに少くとも二カ年の大学院修士課程の履修によつて、始めてやや満足すべき専門教育を与え得るものであることは、現在大多数の大学人が認めてゐるところであり、一般社会においてもその意義と必要性がしだいに認識されつつある。

公私立の大学においては、すでに多くの学部大学院課程が設置されているにかかわらず、国立大学においては、従来医学系を除いては僅かに十二大学にのみ大学院課程が置かれてゐるに過ぎない。幸に来年度の文部省予算には、新たに十一大学に十二の大学院修士課程を設置する計画が示されている。われわれはこの方針には全面的に賛意を表し、その実現を強く希望するものである。

最近、新設国立大学においても優秀な素質を有する学生で、向学心に燃え大学院に進学を希望するものが年々増加しつつある。然るにそれらの学生に対しては、国立大学の大学院は、大都市の旧設大学に限られて

いる関係上実際には、進学が極めて困難な実情にある。
この様な現状は、将来の人材育成の上からみて、著しく不合理であると信ずる。

上述の点から、われわれは、将来さらに広く他の国立大学にも、逐次大学院課程を設置することを強く要望するものである。

昭和三十七年 月 日

国立大学協会会長 茅 誠 司 殿

13 会長談話

昭和三十七年九月国立大学協会第二十五回総会において「大学の管理運営に関する中間報告」決定の際の談話

本日、国立大学協会は、当協会第一常置委員会が提案しておりました大学の管理運営に関する中間報告案を一部修正の上、これを採択しました。この報告案は、去る七月三十一日に第一常置委員会によつて提出されたものでありますが、爾来、月余の間、特に暑中にも拘わらず、国立大学は、大学の管理運営に関する問題は、大学自らの問題であるという自覚の下に、それぞれ独自の立場に立つて、この報告を異常の熱意を以て慎重に検討を続けてきたのでありまして、その結果に基づき今回の総会において慎重に審議したすえ、中間報告案を支持すべきものと結論に到達した次第であります。

大学の管理運営は、多年の伝統の下に、大学自らの責任においてなされて参りました。このような大学の自治は、大学がその機能を真に發揮するために不可欠のものであります。この報告は、大学自治の原則に立脚し、これを一層充実させるために、大学が自ら管理運営の改善をはかつて行く際に参考とされるべき基準を述べたものであります。

この報告の中にも述べておりますように、大学の管理運営の改善は、法令の改正によつて直ちにその目的を達成しうべきものではありません

ん。むしろ、各大学が、この報告に述べられているところを参考として、自らの自覚と反省によつてよき慣行の樹立に努力するとともに、全大学が相互に協力することこそ、大学の管理運営の改善のための最善の方途であるとわれわれは考えております。従つて、現在、大学の管理運営上の欠陥があるとしても、大学のこのような自主的な改善に期待することなしに、一概に立法措置をもつてこれを是正しようとすることは、決して採るべき途ではないということ、この際特に一言して置きたいと存じます。なお、この報告の中で、若干法規の改廃にふれておりますが、その趣旨とするところの根本は、これに異なるところはないのであります。

この報告は、中間報告でありまして、われわれは今後さらに検討をしなければならぬものでありますが、これが国立大学の支持を受けたことには、極めて大きな意義があると考えております。政府、中央教育審議会その他関係諸方面におかれては、この国立大学の意とするところを慎重に考慮されるよう特に要望する次第であります。

大学の管理運営の改善には、この報告に掲げられているように、各大学の共同連帯の意識に基づく協力が、この際、特に重要であります。この意味において、大学運営協議会（仮称）は、全大学の協力の中心となるべきものとして、極めて重要な役割を担うものであります。その具体的な任務組織及び運営については、さらに慎重に検討しなければなりません。そのために直ちに準備委員会を発足させることにいたしました。

大学が社会と密接な関係をもち、これに対して重大な責件を負つておりますことは、いうまでもありません。しかし、その責任は、何よりまず、大学が学問の研究と教育においてすぐれた業績をあげることによつて果たされるのでありまして、そのために学問の自由と大学の自治が欠くことのできない条件であることは、すでに申したとおりであります。

われわれは、この重大な使命とこれに伴う責任を深く自覚し、社会・国家の負託にこたえるべく最善の努力を払うものであります。社会・国家におかれても、この大学の使命を理解されとともに、大学の活動に対し

て一層の支持と激励を与えられるよう心から望むものであります。

昭和三十七年九月十五日

国立大学協会会長 茅

誠 司

14 大学卒業予定者のための推薦選考開始時期について

(茅会長より各国立大学長宛通知、昭和三十八年五月六日、

国大協庶第一九七号)

標記に関しては、昭和三十八年四月二十六日付文大生第二三四号をもつて、文部省大学学術局長から各大学長宛通知の趣であります。本件に関しては、国立大学協会としては、事柄の重要性にかんがみ、去る四月十九日(金)特に第三、第四各常置委員会の合同会議を開催し、慎重に協議の結果、右の申合せは本年度においては諸般の事情から止むを得ぬ措置と認めるが、就職選考開始時期の繰上げのため、各大学における教育計画を乱されることを憂慮し、右申合せの求人側に対する大学卒業予定者の推薦は、十月一日以降実施を旨とするところ、国立大学においては従来通り十月一日以降実施を厳守することと解釈することに意見の一致をみた次第でありますので、ここに以上の経過をご報告するとともに、右の趣旨をご諒承の上、これに協力せられるよう要望いたします。